

令和元年第3回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年 9月 3日

本日の会議 令和元年 9月 5日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱 伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	水 道 課 長 渡部守史君
下 水 道 課 長 山口新吾君	教 育 長 勝本真二君
教 育 次 長 森川寛子君	教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君
教 育 総 務 課 長 宮司裕子君	生 涯 学 習 課 長 青田浩二君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君	

5番 中村美穂 議員 6番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 16時09分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。通告順6、西岡克之議員の①本町の福祉政策について。②本町の産業振興についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

それは議長のお許しをいただきましたので、朝1番の質問をさせていただきます。質問に入る前にまず、8月に起きた大雨で佐賀武雄、大町町をはじめとして被害に遭われた方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに1日も早い復興を御祈念をいたします。

本文に入る前に②の最初の行のところ、小規模事業者の産業振興策の1つとして小規模企業振興法となっておりますが、興と法の間には基本というのが入ります、小規模企業振興基本法というのが本来の呼び名でございますので訂正をさせていただきます。内容については差異がございませんので、よろしく御理解をお願いいたします。

それでは早速質問に入らせていただきます。本町の福祉政策について。10月に行われる税制改革の一環で、幼児教育、保育料無償化の流れがあります。そもそも保育園の無償化は2017年12月政府内で新しい経済パッケージというものがあり、その中に人づくり改革という案が出されて、そこからの広がりを持たせたものであります。もっと言えば、これは旧民主党と公明党、自民党の3党合意がなされたときからに発します。この改革は家庭の経済状況に関係なく、皆質の高い教育を受けられるようにするという指針が掲げられています。このような中、本年10月から無償化が始まります。ただ無償化というと全てにおいてただなのかと言うとそうではなく、基本的には3歳から6歳の小学校入学前の年齢に当たる子どもに対しては、幼稚園、保育園、認定こども園、幼稚園の預かり保育、認可外保育園、地域型保育園、企業型指導保育園などの利用が基本的に無償となります。そこでお尋ねをいたしますが、今回の無償化措置でどこまでが無償化の措置になるのか、次のことをお尋ねいたします。（イ）所得制限についてはどのようなのかお尋ねします。（ロ）認可外保育園も含まれてるようですが、規模についてはどうなるのかお尋ねをいたします。（ハ）2歳までの子は無償化の対象となる子、対象外の子どもがあると思いますが、実態はどうかお尋ねをいたします。（ニ）給食費は無償化に含まれているのかお尋ねします。（ホ）ほか、無償化の対象とならない実費は何かお尋ねをいたします。次（2）番、本町で生まれた子どもたちに本を贈る、いわゆるブックスタート制度がありますが、現在ブックセカンドという事業があります。おおむね3歳児からの飛躍的に行動範囲が広まり社会性や聞く力が高まる時期で本に親しむ環境づくりを効果的に進めるためのものです。3歳児が対象で健診を受けるときに本を渡すものであります。本町でも実施に向けて是非前向きに考えていただけたらと

思います。いかがかお尋ねをいたします。

次に大きな2番といたしまして、本町の産業振興についてということでお尋ねをいたします。小規模事業者の産業振興策の1つとして、小規模企業振興基本法という法律があります。これは小規模事業者の振興を法的に後押しする法律で、現在、全国または長崎県の様々な自治体で制定して、小規模事業者の振興を図っているようであります。本町でも小規模事業者振興に向けて策定してはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、お尋ねいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります西岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。なお1番目2点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からはそのほかの質問についてお答えを申し上げたいと思っております。1番目1点目（イ）の無償化措置の所得制限についてのお尋ねでございますけれども、3歳児から5歳児クラスの子どもたちの利用料につきましては、所得に関係なく無償化の対象となっております。また、ゼロ歳児から2歳児クラスにつきましては、住民税非課税世帯の子どもたちの利用料につきまして、無償化の対象となっているところでございます。続きまして（ロ）の無償化の対象となる認可外保育所の規模についての御質問でございます。認可外保育施設につきましては、児童福祉法に基づく事業開始の届出を施設の所在地である県または中核市へ提出をいたしまして、かつ指導監督基準を満たす施設であることが無償化の対象施設の条件となっております。さらに施設の所在地である市町村へ確認申請を行い、特定子ども・子育て支援施設として確認された施設が無償化の対象施設となっております。施設の規模といたしましては、指導監督基準を満たす必要がありますが、5年間は経過措置が設けてあり、5年間の間に基準を満たすことを説明する書類の添付が義務付けられているところでございます。次に（ハ）の2歳までの子どもの無償化の実態という質問でございます。幼児教育、保育の無償化につきましては、平成26年度より段階的に低所得世帯や多子世帯を対象に実施されてきたところでございます。ゼロ歳から2歳児クラスの子どもにつきましても、多子世帯や障害者世帯、ひとり親世帯等で既に無償化となっております。今回、新たに非課税世帯の子どもと、そして幼稚園に通う2歳児クラス、これは満3歳児でございますけれども、の子どもが対象となったことから10月以降に無償化の対象となる2歳児クラスまでの子どもの数は現在おおよそ120人と想定をしております。次に（ニ）の給食費は無償化に含まれているかとの御質問でございます。副食費につきましては、実費負担の対象となっておりますが無償化の対象ではありませんので、10月以降は保育園等へ直接納付していただくこととなります。給食費は主食費と副食費に分かれており、3歳から5歳児までの副

食費につきましては、これまでも保育料の一部として保護者の負担となっておりました。ただし無償化対策によりまして、第3子以降の子どもと年収360万円未満相当世帯の子どもにつきましては、副食費が免除されることになっております。次に（ホ）の無償化の対象とならない実費についてのお尋ねでございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例におきまして、日用品や文房具代、行事への参加費用、送迎バス費用、食事の提供に要する費用などにつきましては、実費負担といたしまして、保育料とは別に利用者から受領することが認められているところでございます。今回の無償化の対象は主に保育料であることから、実費負担につきましては、いずれも無償化の対象には含まれないこととなっております。

続きまして、大きな2番目の本町の産業振興についてのお尋ねでございます。小規模企業振興基本法は、平成26年6月に公布施行されておまして、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等、様々な関係者の責務や努力を規定し、行動を促していくための仕組みとして制定されたものでございます。この法律の第2章におきまして、政府は小規模企業振興基本計画を策定いたしまして、計画はおおむね5年ごとに変更するものとされておまして、令和元年6月に小規模業者を取り巻く情勢の変化や大規模災害の頻発を踏まえて、第2期小規模企業振興基本計画を4つの目標と12の施策により策定をされております。その中で重点項目として地方公共団体と支援機関の連携強化がございますことなどから、長与町の小規模事業者の支援を行っていただいております西そのぎ商工会や時津町と十分な協議を行いながら検討をしまいたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さんおはようございます。では、西岡議員の1番目2点目のブックセカンドの実施についての御質問にお答えいたします。本町では絵本の読み聞かせを通じて、家族の語りかける愛情で赤ちゃんの幸せを広げることを目的に、平成27年からブックスタート事業を実施しております。御質問のブックセカンドにつきましては、全国でも実施している自治体は増えており、親子のふれあいを増やして、幼児期における読書習慣の定着を図ることが主な目的であります。乳幼児期からの読書習慣は、子どもの成長過程においても非常に重要であることから、本町でもブックスタートをきっかけに、家庭での読み聞かせが行われることを期待しております。長与町図書館におきましても、読み聞かせの定着を図るために定期的にお話し会等を開催しております。また、昨年度には「乳幼児に読み聞かせたい本100冊」を作成したほかに、赤ちゃん向けの絵本セットを15セット準備し、利用者に手軽に絵本を貸出できるような工夫もしております。その結果、ブックスタートを開始してからは図書館の児童書の貸出数も毎年増えており、その効果も出ていると考えております。ブックセカンドにつきましても、子どもの成長に伴

い読み聞かせをすることが少なくなった家庭に、もう一度読み聞かせを行うきっかけを作るためには有効な手段だと考えております。乳幼児期からの読書の習慣化は、就学後の学習習慣の定着にも繋がると考えられることから、どのような手段が効果的なのか、今後も研究してまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

それでは順を追いまして最初の幼児教育の無償化から質問をさせていただきたいと思っております。一応イロハでしてますけども、途中ランダムになるところもありますので心おきください。それでは、対象者数とか1から3歳というかな、所得制限とかありますが、対象人員をまず教えていただけますか、本町内で結構でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

3歳未満児というところでゼロ歳から2歳児の入所者数、今年度予定が539名でございます。無償化の対象となる世帯が先程町長の答弁にもございましたとおり120名程度ということで見込んでおります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今年度120名ということで、例えば非課税世帯も重要な判断になるんですけど、親と別居して今度同居をするとします。そしたら1所帯になったら合算所得になるんですよ。だいたい前の話ですけど、私の子どもがもう30幾らになるんですけども、その子が別居で、合算したときに全部の所得を問われまして保育料がぐっと上がってちょっと大変な思いをしたことがございます。今回はこの措置は対象になるんですか、おじいちゃん、おばあちゃんと若い世帯が同居しましょうという形のときですね。お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在はお父さん、お母さんの住民税を基に算定をさせていただいております。例えば極端にお父さんお母さんに収入がなくて、おじいちゃんおばあちゃんの援助がないと生活をできない。そういった方につきましては、おじいちゃんおばあちゃんの住民税を見ることもございますが、基本的には、お父さんお母さんの住民税で算定をしているところですよ。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

繰り返します。じゃあその方々が普通の大体30代、40代ぐらいの方々の住民税を基本に判断をされるということですけども、もう一度くどいようですが繰り返しますが、その方が合所帯になっても、それは関係ないということですね、答弁お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

おじいちゃんおばあちゃんと一緒に住まわれても保育料には影響はございません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

幼稚園の預かり保育を受ける場合は2万5,700円から3万5,700円の範囲で無料と思いますが、預かり保育を幼稚園にお願いしている方の無償化っていうか、その金額はお分かりになりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

幼稚園におきまして預かり保育をお願いする場合、今議員が言われましたとおり1万1,300円が1か月の上限になってまいります。さらに1日の上限というのがございまして、1日当たり450円が上限となっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

1万1,300円までが上限で補助をいたしますよということで、ちょっと細かいことを言いますが、預かり保育って何時までですか。というのが何でこれを言うかといいますと、保育園では今6時を基準にして、それを越す場合は延長料金が取られます。何時までなのか、ちょっとうちも利用したことないので分からないんですけど、例えば幼稚園が預かり保育で何時までなのかと、そしたら保育園とちょっと不公平が出てくるんじゃないかなっていう感じがしますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

幼稚園の預かり保育というのは、いわゆる延長保育のことになるわけなんですけれども、何時までやってるかっていうのは園によって違うのが実態でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃあ、それぞれの園に尋ねてみないと分からないんですよね。それぞれによって違うという形も十分考えられるということですね。分かりました。先程町長の答弁にもありましたように、一定の基準を満たしておれば認可外保育園を利用することもできると。町がここはいいですよと平たく言えば認定をすることですね、認可外保育園でも。ただ認可外保育園はイメージが、私も含めて一般の子どもっていう形なんだと思うんですけど、それに当たらないちょっと高額な保育園、独自の教育理念を持ってやられている、ちょっとハイソな感じの保育園、幼稚園があると思うんですけども、本町にはこの非常に高いのがありますよね、いろんなピアノを習わせます、何をしますとハイソな子ども達を集めるような、そういうのは本町にはないんですね。確認いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、長与町内に認可外保育所と言われるのは、企業主導型保育所の1か所でございます。ただ今回の無償化の対象となりますのが、もう1か所、幼稚園併設型の所がまだ国の決定が下りてないんですけれども、そこを対象にするかしないか、対象にする方向で今動いてるところまで来てますので、恐らく対象になるのではないかなと考えておりますけれども、そこを合わせまして町内で2か所ということで把握をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ということは高額な保育園、幼稚園というのは本町には存在しないということで理解してよろしいんですね。この制度は多少急いで制度設計をして準備がちょっと足りないというところがあって、官報にもちょっと間違った記載が出てるのが今日の報道でもあっておりました。あとできちんとやり替えるのかなとは思いますが、今の問い合わせについては、本町では企業型と認可外は2つって言いましたかね。2つしかないということで、これの今私がお尋ねしたことに対しての対象はないということで理解をいたします。次に、今私がお尋ねしたその高い保育園、幼稚園、長崎に存在するのにかちょっと私も、以前は確か中央部辺りにあったと思うんですけど、要するに本町以外に子ども達を通園させてる人たちのその補助っていうか、いわゆる利用料無償っていうか、それはどうなるんですか。本町以外の自治体に通わせてる子ども達、それをお尋ねいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町子ども達が町内、町外問わず保育園、幼稚園に行かれている場合には、長与町が無償化の助成をするという形になってまいります。認可外保育所についてなんですけれども、基本はまず保育園、幼稚園の方に入ってください。そこに入ることができない、もしくはその認可保育所とか幼稚園の方で働く時間がカバーできない場合は認可外保育所の保育料も無償化の対象となってまいります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

これは無いだろうと思いますけども、2万7,500円までが補助っていうか無償化なんです。これを超える設定をしているところは、あとは実費という形で考えなければならぬんですか、利用料の件でございますけど。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今のは幼稚園ということで捉えてよろしいかと思うんですけども、ひと月当たりが上限2万5,700円が幼稚園の無償化の対象金額となっております。これを超えた部分につきましては、差額は保護者の負担という形になってまいります。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。認可外保育園のことでこれは多分本町にはないと思いますけど、小規模でちゃんと届け出を出しているような所、多分大都市ではあるんじゃないかなと思うんですが、ベビーシッターに類似するような数人ぐらいの子ども達をお預かりしてる所もちゃんと申請さえ出せばこれは適用になるということですか、お尋ねをいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

基本、認可外保育施設は県の認可を受ける必要がございますけども、今現在、長崎県内にベビーシッターの届け出はないということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。次に障害をお持ちのお子さんで保育園、幼稚園に通ってて、それからよく言う放課後デイってありますよね、ああいうところに行く人。幼稚園、保育園からそこに施設の方が迎えに来て、また車で連れて行って放課後デイに行くと、そういう所の利用料も対象になるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

就学前のお子さんが通われてる障害児の施設が発達支援事業と申しますけれども、そちらの方の利用料も今回無償化の対象となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ということは、考え方として、保育園、幼稚園で2万5,700円が無償化になって、それからそういう発達支援事業所に行かれる方は、またそこでも同じ無償化を受けられるという形で理解していいんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

障害児の発達支援事業所に限っては、保育園、幼稚園との併用の無償化が可能となっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

その場合も保育園で2万5,700円が無償化になって、発達支援事業所でも2万5,700円が無償化になるという理解でよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

発達支援事業所の自己負担っていうのが通常1割負担、ところが上限がございまして、所得に応じて3万7,100円とか4,600円、ゼロの方もいらっしゃいますけども、ほとんどの方が今4,600円の利用料で済んでいるような状況でございます。この4,600円が無償化になってくるということでございます。2万5,700円とはちょっと金額が違っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。私は両方とも2万5,700円ずつ無償化するのかなと思ってたんですが、そこは違うんですね。おおむね4,600円と理解してよろしいんですね。分かりました。ちなみに本町でこの制度に、要するに4,600円と2万5,700円を受けられるような、いわゆる通所をされてるお子さんとかいらっしゃるんですか。何人くら

いいらっしゃるか、もし数が明かせないだったら、いる、いないでも結構ですし、数が明かせるようだったら数までお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在、発達支援事業所を利用されてる方が37名いらっしゃいます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

次に先程答弁の中にもあったように給食費ですね。とかバス代とか文具代、日用品は無償化に含まれないという御答弁でございましたが、もう一度確認いたします。給食費は無償化ではないんですね。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

給食費と言いますか、副食費なんですけれども、第3子の子ども、もしくは360万未満相当の世帯の方は、今回副食費が無償化となっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

副食費が360万まで無償。主食費っていうのは、パンとかお米とかの理解でよろしいんですよ。ここで少し本題と言いますか、入りたいんですけども、例えば町で今まで1子目は有料、2子目は多分半額、3子目無料という形で、3人いればそういう形で段階的に町の方が補助していただいていたはずだと思います。今、厳密にはどうなるのか、ちょっと間違いだったら指摘してくださいね。だと思いますが、その分の町の単独財源の持ち出しで補助をした分、今度は無償化になればその分が浮くと私は思います、町が持ち出した補助の分が。その分を給食費に充てて、給食費、大体全国平均で4,500円ぐらいじゃなかったかなと思います。その分を給食費に充てて給食費を無償にすると、例えば段階的にその補助を減していくとか、激変緩和措置って業界用語で言いますけども、そういうことはできないんですかね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まずはもう3歳以上の保育料が無償化になるっていうことで、非常に激変緩和、激変してきたなと思っております。要するに3歳以上で保育料も無償化した、それにプラスして360万未満の世帯の方達も副食費に関しましては助成をしましょうということ

で、かなり子ども達の保育料に関する措置っていうのは前向きに改善がされてきたのではないかなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

すいません、答えになってないと思います。私は給食費を無償にできないかと町が持ち出していたお金を、財源があったはずです。それをもって無償にできないかなということをお尋ねしたいんですけども、答えられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋住民福祉部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。問題となっております副食費のことですが、国の幼児教育、高等教育の無償化の制度の具体化っていうような方針が出ておりますけれども、この中で幼稚園、保育園等の3歳から5歳までの子ども達の食材料費、主食費、副食費に当たりますけれども、こういうやつはやっぱり実費負担を基本としていただきたいというふうなことになっております。国の方からもそういうふうなことが謳われております。それに伴いまして、今までちょっと話がございましたように、新たに年収360万未満の世帯の皆様方は無料ということにさせていただくわけですが、これは新たになったわけですが、今までも主食費をはじめ副食費もこれまでも保育料の一部としてもう徴収を既にしてたわけです。今回その分の保育料については無償化ということになりますが、副食費は今までどおり徴収をさせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。全てを無償化っていうことにさせていただければ1番保護者の皆様方は子どものためには多分いいのかなと思っておりますけれども、限られた予算の中でいろいろと子どもに対することもございます。今議会でもお願いしておりますけれども、小学生から中学生までの福祉医療費の現物支給というようなこともお願いをしています。10月からは産後ケアサービスとかっていうようなことも始めようとしてるところでございます、そういうところで優先順位をつけましてやっていきたいと思っておりますので、保護者の皆様方も含めまして御理解等をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

何か所管課の宣伝みたいになった感も否めないんですけども、今期っていうか10月から始まりますので今回はもう無理だと思いますが、来年来期また予算を組むときにできないのかなっていう感が少しいたします。というのが、学校の給食は食材の実費徴収なんですね。調理員設備は自治体の補助なんです。実費だけなんで、ところが保育園、

幼稚園は、それを作る調理員の分を負担しなければならない。また食材費も負担しなければならないというところがあると思います。利用料については無償になったんでこれはありがたいことですが、ちょっと学校給食と比べてみると様々負担の部分が多いんじゃないかなっていうふうに思います。是非この部分も何らかの補助ができないのかなと、要するに子育て支援という観点からそういうのができないのかなというふうに思いますが、町長いかがでございますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

確認をしたいんですけども、この副食費の今言われてた4,500円という数字は実費負担の金額となっております、給食の調理員の人件費ですとか、水道光熱費とかも全く入ってなくて、食材の材料費ということで副食費の徴収をすることで学校と同じような状況となっております。それから先程、財源が浮いてくるんじゃないか、その分を副食費に充てて欲しいって話だったんですけども、保育所の部分だけを見ると確かに議員が言われるように国の基準額よりも町は低い保育料を設定しておりますので、差額の部分が浮くんじゃないかっていうふうに見られると思うんですけども、今回の無償化っていうのが認定こども園であったりとか、幼稚園であったりとか、先程も言いました障害児の部分であったりとか、そして今回9月で補正予算を上程をさせていただいてます施設等利用給付費、新たにいろんな負担が出てきているような状況でございます、保育所で確かに浮いてるところはあるんですけども、新たに発生をするところも非常に多うございまして、本町につきましては決して財源が浮くということはないってことで試算をしている状況でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今の負担でできないかなと思ってたんですけども、打ち消されてしまいました。今後負担、例えば長崎県内でも幾らか負担をしている自治体もあるんですね。御存じだと思いますけど。本町も子育て支援の一環として、それができないのかなっていうふうに思います。町長よかったら。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃるように確かに6市町ですかね、あります。そこはどちらかというところ過疎化しているって言うかな、そういった所が多いんですね。そこでお金をそこに集めて、なんとか子ども達とか、親が出ないようにというようなことだと思うんですよ。しかし、長与町とか都市化してる所は、それ以外にたくさんいろんな部分で要るとこあ

るんです。例えば、長与町の場合は公立保育所を持ってるんですね。ここも無償化になると800万ぐらいお金掛かるんですよね。だから、そういったそれ以外の部分で、今課長が申しあげましたように、長与町はお金が発生するということです。その分の御理解を賜りたいと、だからそのお金をどう使うかっていうことなんですけども、そこを副食費に使うか、別に使うかという場合に長与町の場合は別に使うものが多いんですよ。それを御理解していただきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

当面はちょっと私の主張は受け入れられないみたいなので、仕方ないと思います。しかしちょっと頭の片隅にでも置いていただければというふうに思います。分かりました。保育料の無償化の話はこれで終わります。

次に、ブックセカンドでございます。先程教育長の答弁では、ブックスタートは有効な手段と思うと言われておりました。ちょっと順を追って質問をしていきたいと思えます。現在ブックスタートの事業をしておりますが、この対象の人員とか、本の配布数またこれに掛かる費用、経費は幾らなのかお尋ねをいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

ブックスタート事業が平成27年度から開始されておまして、平成27年度が配布組数が287で、配付冊数、絵本を2冊配付しておりますので564冊、決算額で127万4,193円、こちらの方は絵本と読み聞かせをスタートする時のブックガイドですね。あと、それを入れる布製のバックが含まれております。平成28年度、配布組数が415組で配布冊数が830、決算額が109万9,173円。平成29年度、配布組数が419、配布冊数が838、決算額が84万4,065円。平成30年度、配付組数が375組で配布冊数が750冊、決算額が92万2,627円となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

対象人員はその本の配布数と同じということで理解してよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

配布組数の方になります。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

先程、非常に有効だということも総称して言われました。ほかに反響っていうのが、そちらの方で把握されておればお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

こちらの方が7、8か月健診時のもぐもぐ教室というのがありまして、そちらのアンケートになりますけれども、継続して読み聞かせをされているという御家庭が93.3%ありました。それと児童書の貸出冊数っていうのが、平成26年度6万8,798冊でしたけれども、平成30年度は12万4,802冊になってますので、児童書を借りてそういった読み聞かせ等をされてる御家庭も多いのかなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

確かに飛躍的に6万8,798から12万4,802と本を借り出すが増えているということはそれだけ本に親しんでるんだろうと思います。同じ絵本でも3歳児以下1歳、1歳半ぐらいの子どもに読ませると、同じ絵本でも3歳以降に読ませるのでは本人の感受性が違うんです。これはもう私が今身をもって経験をしております。毎日やっておりますので。それでこれが3歳以降になるということは、もっと本人の情操の部分とか、聞く力の高まりとかで理解力が違うと思うんですね。もう1回ここで3歳児健診時に配布をする。その場で渡さなくても配布券を渡して図書館に来てもらうとか、図書館で配布するとか、そういう知恵を幾らかみんなで出し合ったらどうか。これ1つの見守りっていうかな、子どもの虐待見守りにもなるんですね。この頃も痛ましい子どもの虐待で亡くなっている子どもがいらっしゃいます。非常にもうああいう話を報道で耳にするたびにもう気持ちが締めつけられるようになります。そういうときにいわゆる本を取りに来たときに保健婦と言うんですか、なんて言うんですかね今、そういう方々と一緒になって本を配布するとか、こういう言い方をしたら子どもに異変がないかとかですね、そういうのもできる事業になると思うんで、健康保険課か福祉課が一緒になって予算を出し合って、この制度をもう1回3歳のブックセカンドっていう形で実施をされたらどうか。というふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

ブックスタートにおきましては、こちらの目的が読書の習慣化という目的がまずあります。その中でそのブックスタートっていうのが、健診時に読み聞かせボランティアとか、あと図書館の司書が出向きまして、実際その健診の待ち時間に読み聞かせをして、

読み聞かせの良さっていうのを伝えております。その中で図書館の紹介もさせていただいて、先程言われましたように、確かにその本の好みというのは年が上がるごとに変わってくると思います。そうした場合、図書館の方に行けばそういった児童書もたくさんあります。できるだけ教育委員会としては、図書館に出向いて行っていただいて、そういった本を選んでいただきたいと考えております。それとブックセカンドにつきましては、確かに読み聞かせをしなくなった御家庭については、ブックセカンドをもう1回読み聞かせをするきっかけ作りにはなるかと思えますけれども、セカンドになった場合、3歳児からまた本の好みっていうのもいろいろ変わってくるということと、あと読み聞かせっていうのをさせていただいて読書の習慣化っていうのを継続していただきたいというところで、本を渡すだけっていうよりは、本を渡したあとのフォローというのが必要になるかと思えますので、そういったところをちょっと検討していかないといけないのかなと今は考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

先程課長の答弁にもあったように3歳児からの本の見方っていうか、理解の仕方が違うと思うんです。参考までに、あくまでも参考までにですけども、日本保育学会前会長、東大大学院の教授が言ってるんですけど、保育学の先生ですね。ブックセカンドは生涯読書に繋がることが期待できる上、経済的に厳しい家庭の子ども達の成長への支援にもなる。実施する自治体は、健診に参加しない家庭の子どもにも本を届けるなどきめ細かな目配りをしていただければというふうに思います。というふうな御意見も出ておりますし、明石市でされてるんですね。そこでは2018年の3月末で3,150人配られているようで、非常にこれも好評だという形も出ております。本を配るのでそんな悪いことではないと思いますけども、より効果が絶大になるのではないかなあとと思います。それと先程図書館で配布するとか、それと図書の貸出数が飛躍的に増えてますんで、こういうのも加味して本町でもブックセカンド、是非実施をしていただきたいと思います。町長もう一度お尋ねします。このブックセカンドの事業についていかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も本というのは大事だと思うんですね。だからブックスタートが始めたのは画期的なことだったと思いますし、そういった形で特に健診の待ち時間にやったということですね。そしてまたそれは結果的には図書の貸し出しに繋がっていったということになります。したがってブックセカンドもよろしいかと思えますけれども、このブックスタートからあと3歳児以降につきましては、やはり本に近づくとするんでしょうかね。そのためには興味ある本というのがあろうかと思うんですよ。そういったものにつき

ましては、やはり親子で本のある例えば図書館で行って読ませてあげるとか、そういった方法もあろうかと思えます。その中の1つがブックセカンドだと思うんですけど、本というのはそもそもその人達の好み、何て言うんでしょうかね。興味があること、そういったものについて深く突っ込んでいくのが3歳児以降だと思うんですよ。そういったものも加味してこのブックセカンドっていうのもその中の1つだとは思いますが、いろいろなことを考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

では是非前向きに御検討をお願いしたいと思います。

最後に小規模企業基本法ですけども、これは国の方でも平成26年でしたか、公布をされてたと。今、国の経済を支える意味で日本の90数%が中小企業でございますので、そういう所が日本の経済の下支えをしているというふうに思えます。その中で90数%の中の1つにやっぱり小規模企業が大きなウェイトを占めてると思えます。本町の場合、町の成り立ちとかは大企業とかが来れるようなロケーションじゃないので、中小のいわゆる商店主っていうか、が本町の経済を支えていっていると思えます。そういう意味で是非中小の企業の方々の支援をしていただいて、現在もしていただいております、様々ですね。商工会等を通じての様々な支援をしていただいておりますが、これは法律を作るということにおいて切れ目ない支援ができるんじゃないかというふうに私は思えます。是非本町の産業振興の上からもこの小規模企業基本法、大体従業員が20人以下ぐらいの企業が対象でございますので、と言うともう本町ではほとんどそれではないかなというふうに思えます。是非制定をしていただきたいと思います。また先程の答弁の中にありました2自治体にまたがって1つの経済団体というので、長与町だけで云々という形にはなかなかかなりづらいのかなって思いますが、是非時津町と前向きに話をして小規模企業基本法ですかね、是非制定をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員も御承知のとおり今回令和元年6月に改めて基本計画の方が改定になりました。その中におきましても重点項目の中に、地方公共団体と支援機関の連携強化これが前は支援体制の整備ということで、まずは整備をなさいよということが今度連携の強化というふうに改めて文句が変わっております。重点項目ということもありますので、議員もおっしゃっていただきましたとおり、時津町と長与町と両方の自治体が西そのぎ商工会というところでしていただいているということもございますので、まずは十分に協議をいたしまして、それぞれが平等にきちんとなるように努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

所管の課長からも答弁がありました。これも長崎県内でも制定している自治体があだんだん増えてきております。そういうこと小値賀、新上、雲仙、壱岐等々様々な所が条例を制定して、これは全部商工会地域であります。昨日も同僚議員が商業者に対してどういう支援を町長がなさったのかという質問もございました。是非こういう基本振興をするような条例制定をしていただいて、切れ目のない支援をしていただきたいと思いません。町長いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

日本全国中小企業の90%が小企業ということだし、長与町ももうほとんどその小企業の中に入るといってございまして、先程課長が申し上げましたように長与町と時津町を跨って、この西そのぎ商工会というのがあります。こことも十分協議しながら、できるだけこういったものを小規模企業の後押しができるように連携を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

前向きな御答弁をいただきましたので、この件に関して、また今までの質問に関しての全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時27分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、堤理志議員の①歯・口腔機能の維持向上について、②学童保育・放課後児童クラブの職員配置基準の一部緩和の対応について、③小中学生の電子機器、スマートフォン、タブレット端末などの利用と対応についての質問を同時に許します。

11番、堤理志議員。

○11番（堤理志議員）

皆さんこんにちは。私3点質問項目を出しておりますが、まず1点目、歯・口腔機能の維持向上について質問をいたします。産業厚生常任委員会は去る7月に口腔ケアについて先進地視察を行いました。私自身視察をしたことにより、口腔ケアの重要性につい

て認識を新たにしたところであります。そこで、以下の細目について見解を伺います。

1点目、現在本町における口腔機能の維持向上についての対応と成果は概略で結構ですので、お聞かせをいただきたいというふうに思います。2点目、青年期、壮年期以降の啓発が重要と考えましたけれども、本町の取組はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に2点目、学童保育・放課後児童クラブの職員配置基準の一部緩和の対応について質問をいたします。国の法改正により、放課後児童支援員の配置基準の条例化に当たって、従うべきとしていた基準を参酌する基準に変更するものとされました。これに対して、関係団体、関係者から不安や懸念の声が出されております。児童が少ない場合を想定しているとはいえ、想定外の緊急時や突発的な出来事があった際に、単独で子どもを安全に守れるのか、という現場の声だと考えます。本町は、配置基準のこの条例化について、どのように考えているのかをお伺いをいたします。

3点目、小中学生の電子機器、いわゆるスマートフォンやタブレット端末などについてですけれども、この利用と対応についてお伺いをいたします。新聞報道によりますと、文部科学省は携帯電話、スマートフォンについて、小中学校は持ち込み原則禁止としてきた指針を見直す方針を示し、教職員や保護者の意見を聞き、来年度中に新たな指針を作るとのことです。学校への持ち込みは児童生徒と保護者が、例えば緊急に連絡を取るというような場合、一定肯定的な面もあろうかと思うその一方で、紛失、盗難、いわゆるスマホ依存症を助長するのではないかという懸念を感じております。また、スマホ依存症はSNS依存、ひいては睡眠時間の低下や学力への影響、目などの身体的負荷、直接的なコミュニケーションの希薄化など、課題や懸念する点もあろうかと考えます。これに関連し、社会教育の視点から子どものスマホ利用のあり方を例えばPTAなどと連携し適切な使用方法を啓発していくといったことも、課題になってくるのではないかと考えます。そこで2点質問をいたしますが、本町はこうしたメリットデメリット等を含め、どのように対応していく考えかをお伺いをいたします。2点目として、児童生徒の電子機器の利用、インターネットの利用状況など調査したものがあれば、内容をお伺いいたします。以上よろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、堤議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお3番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは1番目と2番目の御質問についてお答えいたします。まず1番目でございます。歯や口腔機能の維持向上のために、平成21年度から歯周疾患検診というのを実施しております。この検診は40歳、50歳、60歳、70歳を対象にしております。今年度からは妊婦そして30歳にも対象を拡大しております。そのほか健康まつりでの歯

の相談コーナーの開設、自治会、老人クラブ等での講話や実技指導を通して、正しい知識の普及とともに、かかりつけ歯科医を推進しておるところでございます。成果といたしましては、2011年に第2次健康ながよ21を策定し、2016年に第2次健康ながよ21の中間評価を行っております。その結果、保有する歯が壮年期が25本、高齢期20本以上ある人の割合は、壮年期で60%、これは3%の伸びでございました。高齢期で48%、これは2%の減少でした。また1年間に歯科検診をした人は、青年期で56.5%、これは36.5%の増加でございます。壮年期で56.4%、これは23.4%の増加でございます。高齢期で66.7%、これは21.1%の増加となっております。この結果から、かかりつけ歯科医の推進は浸透をしてきておるとは思いますが、高齢期の歯の喪失の本数は増加をしておりますので、老人クラブやサロン等での健康教育、健康相談等の強化を図っていきたいと考えております。また、青年期、壮年期の取組につきましても、引き続き西彼歯科医師会との連携を図りながら、広報等を通し、事業の推進を行ってまいりたいと考えております。

次に2番目の学童保育、放課後児童クラブの職員配置基準の一部緩和の対応についてのお尋ねでございます。長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に当たりましては、事業に従事する者及び員数につきましても、厚生労働省令で定める基準に従い、定めるものとされてきたところでございます。今回児童福祉法の一部改正によりまして、施行日である令和2年4月1日以降は、職員の資格や員数を含む全ての項目が参酌すべき基準として、省令と異なる条例を定めることが可能となってきたわけでございます。法改正の背景といたしましては、地域の事情を踏まえた対応が可能となるよう参酌化されておるところであります。本町におきましては、子どもの安全や事業の質が十分に確保されているかどうかを第一に考え、事業の従事者または保護者等の意見を聞きながら実情を十分に精査した上で、条例改正の必要性については慎重に判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、堤議員の御質問にお答えしたいと思います。3番目の小中学生の電子機器の利用の1点目、今後の対応についての質問にお答えいたします。現在長与町では、平成21年文部科学省から出されました「学校における携帯電話の取り扱い等について」という通知に基づき、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについて、原則禁止としております。また、大阪府教育委員会では登下校中の安全安心のために、携帯電話の所持を一部解除するガイドラインが策定されております。これを受けて文部科学省では、今年に入り有識者による会議を4回開催しております。議論の中で、議員御指摘のとおりメリット、デメリットが出されております。これらの議論も参考にしながら対応につつま

しては、慎重に判断すべきと考えております。つきましては、現段階では原則として学校への持ち込みを禁止する方針で対応してまいります。続きまして2点目の電子機器の利用、インターネットの利用状況についての御質問にお答えいたします。平成30年度の長与町立学校の調査分ではございますが、携帯電話やスマートフォンの所持率は、小学生33%、中学生50%であります。所持している児童生徒の中で携帯電話かスマートフォンか尋ねたところ、小学生は携帯電話の所持率が68%であり、中学生はスマートフォンが73%となっております。所持している携帯電話等でインターネットやメールを利用している割合は小学生70%、中学生88%という結果が出ております。ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSの利用は小学生28%、中学生78%で、年齢が上がるにつれ利用者が多くなっている状況でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

では、まず1点目の口腔ケアの問題について、再質問をさせていただきたいというふうに思います。今回私ども産業厚生常任委員会で視察に行ったり、また、その後いろいろ調査等してみますと、虫歯、歯周病いわゆる口腔の問題というのは、それ単体でももちろん問題なんですけれども、これを放置しておくとの疾患に繋がっていくんだというように徐々に、私自身はこれはやはりただ単に口の中だけの問題でとどまらないなというふうに感じて帰ってきたわけですが、この点について町としてのお考えですね、要するに他の疾患へ繋がっていくものなのかどうかというところの町の認識をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

堤議員の御質問にお答えいたします。町といたしましても、この歯周疾患病というのは、他の病気に繋がるものと考えております。特に糖尿病とかについては、深く繋がりがあるといふふうに認識しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今、糖尿病と特に繋がり、関連性があるということでお話ございました。健康ながよ21の中にも、私見てみますと歯周病と糖尿病、循環器疾患と密接な関係が指摘されている。何でこれが関係あるのかなということで、私もそういう医学とか全く素人なんですけれども、見てみますと、歯周病になりますと血糖コントロールと言いますか、インスリンの効きが悪くなるということで、それが元でいろんな感染症と言いますか、口の抵抗力が落ちて糖尿病になる。で、糖尿病になるとまたさらに歯周病菌に感染しやす

くなるというような悪循環がずっと巡っていくということで、私はその糖尿病の方は、家系的にも余りないので知らなかったんですけども、そういう糖尿のリスクがあられる方というのは、相当これは知っておくべき、よくよく注意しておくべきことだなというふうに感じたところです。それからまた別の資料によりますと、咀嚼、嚥下、これは噛み砕いて言いますと、噛んだり、飲み込んだりということだろうと思うんですが、この噛む、飲み込むという機能、それから唾液の分泌、こういったものを維持したり、低下しないようにしていくということが、この口腔ケアのやっていくことであるということと、そして、咀嚼、嚥下がうまくいかないと、食べることが困難になったり、苦痛になったりということから、心身、心も体も機能が低下をしていく。こういったことを招かないようにするというのが口腔ケアの考え方だというふうなところで、改めてこの問題の重要性というものを感じて帰ってきたわけでありまして。これは私が感じて帰ってきただけではだめなので、これをいかにこの町民の皆さんに知ってもらって、今後行政としても、これをいかに啓発していく、いっていただくということが必要になってこようかというふうに思っているところなんですけど、それで書いておりましたとおり、青年期、壮年期以降、啓発をしていく必要があるんじゃないかというふうに思ってきたんですけども、健康ながよ21の中にも歯周病が顕在化し始めるのが40歳以降と言われていたということでは、高齢期になってから対策をしていくと、もう明らかに自覚症状が出てきてから対処していくということはもちろん大切なんですけれども、それにとどまらずに比較的青年期、壮年期といった段階から、この口腔ケアの大切さというものを発信していくということが必要になってくるんじゃないか。また、歯科検診の受診率を向上させていくという対策が必要になってくるんじゃないかと。基本的にはこういうふうな考え方を持ったんですけど、この点について御認識と言いますか、考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

堤議員が言われるとおり、私たちもそういうふうに考えております。青年期、壮年期に働きかける部分というのが、なかなかそういう場が設けることができないというのが私たちの中でも大きな課題となっております。ただその中でできてることというのが、歯周病疾患の個別の通知とか、あとは健康まつりの中で、歯の相談コーナーの開設とかをしております。でも健康まつりに来られる壮年期、青年期の方は一部にしか過ぎませんので、もう少しこの底辺を広げるっていうところで、ホームページの充実とか、あと広報に歯の検診月とか、そういう部分でしか載せておりませんので、もう少ししっかり情報等の発信をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

青年期、壮年期の啓発についても今後力を入れていきたいということですので、またこの点については、後程また話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、ちょっと話は飛ぶんですけれども、健康ながよ21の中で取り組む事業というものが幾つか記載されております、この中で健康教育、そして地域組織活動の育成支援というようなものもあるんですけれども、こういったことの具体的な取組として、今現在どういったものが行われているのか、ここをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

健康保険課が所管する健康づくりのボランティアグループが3グループあります。1つ目が健康づくり推進協議会、2つ目が食生活改善推進協議会、3つ目が健康ながよ21推進専門委員会という組織があるんですけれども、その組織の学習会というのを定例でやっております。その中で、歯科衛生士に来ていただいて歯科の話をしております。特に健康づくり推進の方は高齢者が多いので、調理実習をした折は必ず嚙下体操とか、そういうのをしております。この3つのグループが各自分の地区に帰ったときとか、自分が活動してるほかのグループで、習ったことを伝達するというのも大きな目的があります。ですから、今日は役場でこういうことを習ったよというのをほかに伝える、こういう口伝えの役割を担っていただいております。そういう部分で健康教育の部分、健康づくりのボランティアにしております。それとあとは地区での健康づくりなんですけれども、歯科の教育なんですけれども、30年度は手話のサークルとか、あと高田中学校での歯科の健康教育、多目的サロンとか、そういう所で歯科医衛生士による講話とブラッシング指導とかを行っている状態にあります。健康保険課の活動は以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

ちょっと話が飛び飛びになって申し訳ないんですが、先程の青年期、壮年期の問題。ちょっとお伺いをしたいと思うんですけれども、この青年期、壮年期のこうした世代の方々に占める具体的な受診者とか、あるいは受診者がもし分からなければ、口腔に対する講座等々の受講、こうした点の割合。先程こういった年代の方々にはなかなか行き届かないということでおっしゃってございましたけれども、掴めていれば結構なんですけど、どういう状況なのか、分かる範囲でお知らせをいただければというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

壮年期、青年期の割合ということなんですけども、先程私が言いました健康づくりのボラ

ンティアの中には50代の方、60代の方はいらっしゃいます。でも本当にひと握りという状況で、具体的数字はちょっと持ち合わせていませんのではっきり言えないんですけども、非常に割合的には少ないです。それと先程言いました高田中学校については青年期の前ですけども69名の中学生が受講しているという状況になります。あとは各推進員さんが地区で伝達をしておりますが、その伝達の数っていうのは大体分かりますけども、どういう年代にというのは掴んでいないという状況になります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

この青年期、壮年期の問題については、私が視察に先日お邪魔したときに、先進地の新宿区の方でも、やはりこの辺りの人たちへの対策というのはどうですかというふうに聞きますと、新宿区も実はそのところがネックなんです。当然、乳幼児のときはそれなりの健診がありますし、また小中学生になりますと養護教諭等々で、一定のチェックができます。高齢期になると、また高齢者のそういった検診等々もありますが、丁度働き盛りのところは、もう本人お任せしか、なかなか手立てがないなど。私も青年期、壮年期の方々に対策をといますか、具体的に何があるのかというふうに問われますとなかなか答えが出ないんですね。1つどうかと思うのは、私が感じる中では、こういった世代の方々がちょうど小中学生の保護者に当たりますので、例えばPTA等でみますと、例えば年に1、2回保護者が集まって、何か講習を受けようか、何にしようかというような話がなされますけれども、そういった中の1つのメニューとして、健康の中に歯、口腔の問題も入れて1つのメニューとして選んでもらう。これしかないのかなど。ほかになかなか見当たらないんですね。だから、社会教育の一環として、そういう保護者世代の方々にこういったものを提供していく、講座を提供していくというのはいかがかなと思いますが、この辺りは教育委員会と連携できないものか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

実を申しますと、PTAの保護者の集いに、食については結構してきております。ただ、そこに歯というメニューを入れておりませんでしたので、堤議員の提案もありますので、是非その辺も入れていきたいと思っておりますし、もっと今後は教育委員会との連携も深めて、広げていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

是非内部で検討をしていただければというふうに思います。今、青年期、壮年期の問題で幾つか質問をさせていただきましたけれども、もう1点、今日は傍聴の方が、聞き

ますとサロンの方々ということでありますけれども、現在このサロンでのそういった歯、口腔ケアについての講習とかというような状況というのを何かもし掴んでいられれば、お聞かせをいただきたいと。どのくらいやられているかとか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

お答えいたします。介護保険課の青年期、壮年期以降の啓発といたしましては、介護予防事業の出前健康講座の中で、いきいきサロンや老人クラブ、自治会などからの依頼により、お口の健康の講習をさせていただいております。平成30年度は6か所に依頼をいただきまして、約200名の方に受講していただいております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今現在200名ということですので、もっともっとういったものが広がっていけば、口の健康を改善して、体の健康に繋げていくというようなものが、少しずつ広がっていけばなというふうに思います。それから、こういった講習等を行うときに、講師、こういったことを指導できる方々を、もう少し身近なところで増やしていくということも必要じゃないかというふうな気もするんですが、こういったことは何か取組等は考えていらっしゃらないものか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

歯科の指導につきましては、歯科衛生士の方をお願いをしております。この人材につきましては、町の広報等で、登録という形で登録をしていただいて、そしてお願いをするというふうな流れになっております。ただ非常に人材が少なくなってるという問題点を今抱えてはおります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

歯科衛生士はやはり一定専門的な知識をお持ちで、当然必要だというふうには思うんですが、法律の関係でできないのかもしれないですが、例えば一定研修を受けた方、町民の方で、そういったマニュアル的なものを作って、例えば口を動かす体操のやり方等々一定講習を受けた方々には、たくさん町民の中で自治会単位かコミュニティ単位かに1人2人というような方々を作って、もっと気軽に、やるとなったときにさっとじゃあ私がというようなことが、町内でできるようなことっていうのは、そういう体制は難しいものなのか。いろんな医療行為なんか当然できませんので、いろいろ法的な制約等

もあるかと思うんですが、そういったものをクリアして、効果的なそういったことができるような方を育成するというのは、検討できないものか、この辺りいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

その件につきましては、今まで検討したことがありませんでしたので、これを機会に少し法的なものも含めて、できるかどうかというのを検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田健康保険部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

私から補足して御説明させていただきたいと思うんですけれども、年に数回、西彼歯科医師会の先生方と口腔ケア、こういった部分の啓発を含めて、町として事業計画という部分も説明をさせていただいて、先生方からの御意見等、施策に対しても含めて御意見等を伺っております。また、介護の方では在宅医療介護連携推進協議会ということで、歯科医師の方もしくは歯科衛生士の方もメンバーに入らせていただいて、介護予防を含めた形で今後こういった対策がいいのかということで、在宅に含めて、そういった口腔ケアというのが今後重要な対策というふうになってくると思いますので、その分も含めて対策を十分協議をさせていただいて、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

それでは2点目の学童の問題について、再質問をさせていただきたいというふうに思います。新聞報道等によりますと、元々この規制緩和が地方から声が上がってきたんだというようなことが書かれてあったんですけれども、本町がこれを掴んでいるかどうか分かりませんが、そういう参酌化っていうものを本当に求めたのかなというのが、正直疑問なんですよね。そういう参酌化を求めた自治体が全国でどの程度あったのか、これは当然、分からないなら分からないで結構なんですけど、もし御存じであれば、お示しいただきたいのと、あわせて本町はこういった参酌化を求めた経緯があったのかどうかについても伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

地方のどのくらいの自治体、数というものは把握しておりませんが、学童保育には必ず支援員が必要ということで、その支援員の確保が非常に困難であるところであるとか、学童保育の待機児童が発生している、そういった所が学童保育を増やしたいと

いうことで、待機児童がいる所、それと支援員の確保が難しいといった所からそういう声が上がったというふうに聞いております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

例えば、自治体からそういう声が上がったのかって言えば、ほとんど無いらしいんですよね。聞けば2県ぐらいちょっとそういう話があったという程度で、例えば全国的な学童の関係者とか自治体が全国的にこれ何とかして欲しいという声盛り上がってこうなったっていうわけでもなさそうなので、ちょっとどうなのかなというのがまず疑問がありましたので、お聞きをいたしました。それから、この国が従うべき基準を設定していたわけですが、私はある意味では、こういう国が一定の法的な縛りをしていたということが、ある意味地方自治体が人員確保を何とかしないといけない、財源も確保しなければいけない、そういう努力をして学童の子どもたちの安全等々を守っていく体制をこれまで何とか頑張ってやってきた、何と言いますか、やはりそういう役割もあったんじゃないかというふうに感じております。これが今後参酌化というふうになってきますと、すぐすぐそれが一直線に質の低下になっていくっていうふうには、分かりませんが、これがゆくゆく財政が弱い自治体とそうでない自治体での子どもを守る質の格差にじわりじわりと繋がっていくということになって、果たしていいのかなど。やはり、そういった点を守るということで国が一定の基準、これはやはり譲ったらだめですよっていうものを、今まで設定していたんじゃないかというふうには私は思っておりますが、この点について、もしお考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現場の方から支援員の確保が難しいという声が、長与町内でもちらほら聞いてはいるところですが、一応この基準条例の緩和が法改正されたときに、町内のクラブの方にも、保護者向けとそれから支援員向けにアンケート調査を今現在やってるところで、全ての集計が出てるわけではございませんけれども、保護者の立場、それから運営をする支援員の立場、両方の立場からの今意見の吸い上げを行っているところでございます。この基準条例に関しましては、町としましては、あれはもう最低の基準に近いところだというふうに認識をしております、やはり最低2人は支援員がいないと、非常に子どもの安全っていうのは本当に守られるのかっていう観点から、安全性を確保するためには、最低2人の支援員もしくは補助員が必要だというふうに町としては考えております。そして、どうしてこういう声が上がったのかっていうところなんですけども、この実情の方聞きますと、例えば夕方の遅い時間帯もしくは土曜日ですとか、利用者が非常に少ない場合も必ず2人置かないといけないと、今の条例ではですね。その部分を何とか、

子どもの数が少ない時間帯は1人でもOKにしてもらえないかというのは現場の方からも声として若干上がっていたところもありますので、そういったところから、最終的には支援員の確保が難しいというところから、国の方に上がっていたのかなというふうに捉えておりますけど、本町としましては今現状の確認をしっかりとさせていただいて、子どもの安全がしっかりと守られてるかというところの観点をしっかりと現場の方と協議をさせていただきながら、最終的な結論を出していきたいなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今の御答弁ですと、本町としてはやはり今の基準というのは最低限の基準なんだと、必要な基準なんだという考え方は持っている。ただし、保護者とか関係者によく聞いてということだというふうに思いますし、また、最初の町長答弁の中でも、慎重にという言葉が使われましたけれども、大概行政の方が慎重にというときは積極的な推進ではなくて、やっぱりよくよく感じないとデメリットもあるよってというような思いがあるんじゃないかなというふうに思います。それから、子どもが少ないときはという話なんですけど、例えば1人2人しか見てないというようなときであっても、国会の議事録等々を読んでもみますと、例えば、不審者が現れたと。そのときに1人の方がその方にあなた何で来てるんですかということに対応しながら、もう1人の方が子どもを避難させるとか、警察に連絡をするとか、分担して子どもの安全を守るというようなことも必要じゃないかということが、国会の中でも議論がなされておりました。まさに少ない、やはりそういったことも加味したから、これまで2人とか障害児がいらっしゃるときはその分の加算があるとかいうような基準がやみくもに今まで2人、財政が豊かだからとかそういうことで今まであったわけじゃなくて、いろんな検討の中でやはり2人はいるよなというようなことが、今まであったというふうに思いますので、是非そういったことも含めて検討を今後やっていただきたいというふうに思います。それから、この学童の支援員の規制の問題は、平成30年の12月に今県議になられた饗庭議員が以前質問をされておりました。このときに村田課長もいろんな説明をされた中で、学童とも話をしながら決めていけばいいなというふうに思うということで、あくまでも町が勝手に決めるんじゃないで、やはり関係者の皆さんと話し合いをしながら、どうあるべきかということを考えていくというような答弁をなされておまして、今回、基本的にはそういった方向に沿った御答弁だったというふうに思いますし、デメリットもあるということで慎重に検討していきたいということだと思います。今、要望を聞いてるということでございましたけれども、これを今後どういうタイムスケジュールで最終的にいつぐらいの時期に町としての考えをまとめていかれる計画なのかをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在アンケートの集計中ということでございまして、例年12月に意見交換の場を設けさせていただいております。その際に、このアンケートの調査結果というものを示しさせていただいた上で、最終的にどうしようかということをお協議した上で決定をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。最後に確認をしたいんですけども、いろんな検討の結果、現状で行った方がいいよという判断になった場合に、国の参酌化ではなく現状の基準を維持する内容での条例というものもあり得ると、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現状を維持するということで、国の参酌化の部分そのまま変更をしないということでございますので、今の現状の基準を守るといふことであれば、条例改正の必要がございませんので条例の上程というのはありません。最終的に12月に協議をして、現場の先生方の中には、例えば10人以下であれば1人でもいいんじゃないかっていう、アンケートを見ると書いてあるものもあるわけなんですけども、先程、議員がおっしゃったように、私もその非常事態が発生した場合に、果たして1人で対応ができるのかっていうことを考えた場合に、非常に危険を伴うのではないかとということで、今のこの基準条例が最低の基準ではないかというふうに、町としては捉えておまして、どうしてもただ現場の方が、いやこのままでは困るんだ、運営に支障をきたすんだということが確認ができれば、変更ということで議案の上程という形になってこようかと思っておりますけども、今のところは変更はないということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

およそ今の町の考え方というものが理解できましたし、この点については慎重に考えていきたいということですので、それで理解をしたいというふうに思います。

次に、電子機器の持ち込みについての質問です。電子機器の問題について、利用と対応の件についてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、私としては、学校への持ち込み、どういうふうに今後やっていくのかということをお聞きしようかということと考えておりましたけれども、これも教育委員会としては慎重にという言葉をお使いになりましたので、国が規制を緩和するんだったら、じゃあそれに乗っかるよということではなく、やはりいろんな問題もあるということでも慎重、積極的推進ではないよとい

うことで考えていらっしゃるのかなという気がしたんですが、端的にそういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のとおりのお考え方で進めたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今回質問を出させてもらった中で、デメリットの部分をかなりいろいろ書いて、私自身も実はデメリットはあるなというふうに思っております。なぜかと言いますと、うちの子どもは中学生なんですけれども、もちろん学校には絶対持たせないようにしてますが、持ってるんですよね。なぜかと言いますと、いろんな休みのときに連絡を緊急に取り合わないといけないときもありますし、また、子どもが外出、中学生になりますと友達同士で外出して、あれ帰りが遅いなというときに、もちろん子どもにはちゃんと言った上で、今現在どこにいるかというのをスマートフォンの画面上でピンポイントで、ああ今もうJR乗って高田付近にいるなとかいうことまで分かりますので、非常に安否確認という点で非常に良いということと、あと家族で持っている金額的にも抑えられるというふうなこともあって持たせているんですが、一面、スマホばかりいじって大丈夫なのかっていうような点もありまして、デメリットもあるなというふうに感じているところです。ただ、そうは言え、今この情報化時代の中で、単にスマートフォンが電話というよりも情報端末ということでメール、メッセージですね、リアルタイムでないときでも、時間差でお互いに連絡を取り合えるというようなことだとか、先程申しました今現在どこにいるのかということが確認できるというようなこと、そういうメリットも一定あるというふうに思っております。また、いろんな情報が氾濫してる中で、どういう情報が今、子どもたちが受け取って、それをただ単に鵜呑みにしないで、この情報って本当なのかなということで、自分で正確性を調べて、批判的と言いますか、客観的に物事を判断する力というのも今からどうしても必要なもので、全くこういう文明の利器を遠ざけるんじゃなくて、ある意味賢く使うっていうのも、今後必要な力じゃないかなというふうなことも感じているわけでありまして。また一方で、先程デメリットを書きましたけれども、このデメリットで書いたこと以外にも、例えばなりすましの問題であるとか、また性的な画像が一旦流出すると、これがもう半永久的に消えないというのは、大変深刻な恐ろしいものもあるというようなこともあるので、重々これは注意しないといけないなということを感じております。そこで、そういったことも前提にお伺いしたいんですが、今学校で、多分中学校だと思うんですけども、試験前にノーメディア、そういったメディアを見ないような努力をなされてるというふうに思いますが、今日資料

を持って来られているか分かりませんが、もし分かれば、今現在このノーメディアの取り組みというのはどういったことをされて、どういう状況なのか、今答弁できる範囲で結構ですので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。まず中学校の方ですが、今おっしゃられましたように、ある一定期間にメディアを利用しないというふうな月間あるいは週間を各学校ごとに設けております。今お話がありましたように、特に試験前等につきましては、定期テストあるいは実力テスト前につきましては、そういったものを利用するよりも学習の方に打ち込む時間のほうを確保したいというふうなこともありまして、そういったところに設定する学校が多くございます。また中学校だけではなく、一部の小学校でもメディアをしないということで、そういったのぼりを立てまして、この月間を使わないというふうなことでの啓発を行っている学校もございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

これは、おおむねそういった期間を設定して子どもたちがそれに取り組んでいる状況というのは、ほぼ皆さんそれ努力されているのか、なかなか、そういう設定をしたけども、やってないというケースもあるのかというのは、分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

3年前のデータで、これを実施したところ、メディアの利用が極端に減ったというふうなことはございません、一部減ったという状況で、これが極めて効果が高いというふうなことまでは、状況としては得られておりません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私もちょっと気になることがございました。というのは、私の家の場合なんです、通常私の娘が通ってる学校が1週間前からノーメディアのチャレンジということで、スマホ、例えば、私はもうこの期間はいじらないということを自分で宣言して取り組むというふうになってるんですが、うちの場合は、それよりさらに1週間延ばして2週間、しかも物理的にこれを親が預かるからという絶対触らせないように、電源も切って。親ですけども子どものプライバシーがあるから中身は一切見ないんですけども、電源も切って隠して、親が完全に管理するというふうな取組をしております。それはそれとし

て、試験がやっと終わりました、子どももああやっと触れるということで、子どもが電源をつけますとLINEありますよね、このLINEの通知がすごいんですよ、もう何百件とか来てる。ですから、これはせっかくノーメディアというふうにやっているのに、この試験前の期間にもものすごい子どもが実はこうやり取りというのがまだまだあってるんだなあということで、果たして親がもう少しこういったこと、試験前はもうだめだよってということで厳しくできないのかなということを感じました。そこで、現在このスマートフォンには、アプリケーションを利用する時間を制限するとか、夜間、例えばもう9時半から朝の6時までには利用できないような設定というのが、今できるようになっております。こういうふうにスマホに依存し過ぎないようにする機能が備わっているわけなんですけれども、これも、学校にこれをまたやれば、それこそ昨日の話で、また先生たちの負担が増えますので、学校教育というよりも社会教育の立場で、保護者の方々がこういった機能をもっと有効に活用しましょうよとか、SNSいじめ等々の負の部分についても、保護者がどう考えるべきかというようなことを考える。いわばPTA組織の中での学習会、さっきの話じゃないですけども、やはり親がもっとしっかり管理しないといけないと思うんですが、そういう機会をPTA組織等々、社会教育の活動として取り組むことができないか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

メディア指導員というのがいます。そういった方にPTAから依頼等があれば、メディア指導員が行って、そういった講習等を行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

メディア指導員というのが、どういった方なのかということと、あわせて大体どのくらいそういった電子機器類の使用についての講習が行われたのか、直近だけでも結構、分かる範囲でも結構ですけども、状況というのは、どのような感じでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

平成30年度で11回行われております。メディア指導員というのは、県にメディア指導員の研修がありまして、その資格を持っている方々で、町職員にも生涯学習課の方に1名います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

1つの年度で11回ということなら、まあまあやってるのかなという気もするんですが、余りこー私も聞かないんですよね、果たしてこれはどうなんですかね。十分なのか、やはりもっともっと活用といいますか、啓発をやった方がいいというふうに考えられるのか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

今、議員がおっしゃるとおり、家庭教育の一環ということで、各学校の家庭教育学級辺りに呼ばれて、メディア指導のあり方、結局、電子機器の付き合い方ということで、各学校でやってる所とやってない所がありますので、どこの学校もやっぱりこれからの時代はやはり危険な部分を秘めておりますので、話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今後やっていくということですので、是非やっていくべきだというふうに思います。それから先程申しましたように私が驚いたのが、試験前の試験勉強の期間なのにもものすごい数のSNSがやられてるとするのは、これ学校の責任じゃなくてやはり保護者の責任だと思いますけれども、保護者の方、本当知らないんじゃないかなと思うんですよね、子どもがそこそとやってるのかもしれない。だから、やはりそういう保護者の教育という点でいえば、学校教育というよりは社会教育のかなと思いますので、ぜひ教育委員会の中で話し合って、学校教育と社会教育の中で、もう少しこの啓発ができないかということ、さらに取組をやっていただきたいと思いますが、再度この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

議員おっしゃるとおり、やはりメディア機器を与えるのは親の責任だと思っております、我々も。ですから、家庭教育っていう分でのメディアの正しい使い方を周知していくところ、それから子どもたちに対しても使い方というのを啓発していく必要があると思いますので、このメディア安全指導員、その制度をもっとPRしていきたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩をいたします。

（休憩 11時43分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、浦川圭一議員の①長与町公共施設等総合管理計画で示された整備方針の達成状況について、②本町の人口動態についての質問を同時に許します。

4番、浦川圭一議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは早速質問に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。まず1点目、長与町公共施設等総合管理計画で示された整備方針の達成状況について。（1）簡易判定結果を基に更新検討と位置付けられた施設については、今後改修、更新、他の施設への集約化、複合化により施設の機能を維持しながらも総量縮減を検討するとされております。計画書作成時に各施設の今後の対応として、対応を検討していく、今後のあり方について検討していく、改修か更新かの検討をしていく必要がある、大規模改修を検討する時期であるなど、その整備方針が示されておりますが、その検討するとしたことについての進捗状況をお伺ひいたします。（2）番です。長与町新図書館基本構想においては、建設予定地の土地利用として町の中心部であることから、将来敷地の一部に何らかの町施設を建設する計画になった場合を考慮する必要があると示されております。現図書館の跡地利用も含めて、今計画と併せて検討する必要があると考えておりますが、何らかの検討は行っているのかお伺ひいたします。

大きな2番でございます。本町の人口動態について。人口動態調査に基づく転出超過を意味する社会減少数で、全国の町村でワースト1位の結果となったことについて、その実態、要因、対策などについて質問をいたします。（1）ここ数年の転出、転入の動向と今回の結果の実態及び要因をお伺ひいたします。（2）転出人口のうち借家に居住する人と持ち家に居住する人ではどちらの方が多いか、その実態をお伺ひいたします。（3）長崎広域連携中枢都市圏において、誰もが住みたい、住み続けたい、訪れたいと思える魅力ある都市圏の形成を目指すとして、様々な施策を展開しながら、32年度末圏域人口49万4,000人を目指しておられますが、この達成見込みと圏域人口目標のうち、本町の目標は何人を設定するのかを伺ひます。（4）人口減少問題に対応するため、長与町まち・ひと・しごと総合戦略が策定され、示されている具体的な施策事業については、第9次総合計画で示されている主な取組と重複するものと理解をしております。毎年行っている事務事業評価と施策評価で総合計画の評価としているとのことで、29年度は42施策のうち1つを除いてほぼ達成できているとのことであります。取り組むべき対応はできたが、その結果が伴わないこの現状をどう評価するのかお伺ひい

たします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは浦川議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の整備方針で検討するとされたものの進捗状況ですけれども、公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設等の建設年度や利用状況、修繕履歴などを整理いたしまして、現状と課題を分析するとともに、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を取りまとめ、平成28年度に策定をしたものでございます。これに基づき29年度には施設の現状を把握するために劣化状況調査を行っております。この調査では、建物の本体や屋根、外壁、内壁、天井、床などのほか、電気設備、機械設備など主に目視や過去の点検記録により評価を行っておるところであります。結果としては、劣化度が大きく安全上、機能上問題であるといった施設はございませんでしたけれども、部分的には経年による劣化が見られることから、施設を長く使用するためには適切な時期に必要な対応を行うことが望ましいというものでございました。これを踏まえ、優先順位が高い施設につきましては既に必要な改修に着手をしておるところであります。また30年度におきましては、それぞれの施設につきまして、利用状況やランニングコスト等の調査、簡易評価を実施いたしまして、劣化状況調査の結果も踏まえ、今後の方向性について検討を行っておるところであります。国は令和2年度までに公共施設に係る個別計画の策定を求めていることから、現在これら個別の情報を集約し、財政状況も踏まえながら改修計画等について庁内横断的に検討を進めております。今後10年間程度を目安に年度間の事業費の平準化を念頭に置き、必要な改修計画を策定するとともに更新時期を迎える施設につきましては、適宜、集約化や複合化の可能性について検討してまいりたいと考えております。次に2点目の図書館の整備及び現図書館跡地の利用についての御質問でございます。総合管理計画では施設を更新する場合には、機能の集約化、複合化の可否についても検討することとしており、新図書館につきましても、今後その可能性を検討してまいりたいと考えております。また図書館跡地につきましても、その有効活用については町全体を俯瞰した公共施設の適正配置の観点から併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな②本町の人口動態についての御質問でございます。御指摘のとおり総務省が発表いたしました住民基本台帳に基づく平成30年の人口動態では、本町は全国の町村で最も多い452人の転出超過でございました。直近5年間の状況を申し上げますと、平成25年度が440人の転出超過、平成26年が132人の転出超過、平成27年には6人の転入超過となったものの、また28年は57人の転出超過、そして29年は368人の転出超過というふうになっております。昨年の転出超過の要因といたしましては、以前から進学、就職により若者の転出が多いという傾向がございましたけれども、北陽台団地の造成による転入が落ち着き、この傾向が再び顕在化したことと、加え

て丸田アパートの人口減少が主なものと分析をしております。次に、2点目の転出者の借家と持ち家の実態という御質問でございますけれども、転出者の居住が借家であったか、あるいは持ち家であったかにつきましては、町が保有する情報だけでは判断ができないため把握をできてないところでございます。3点目の連携中枢都市圏における目指すべき圏域人口は、令和2年度末で49万4,000人と設定をしております。これは、それぞれの市町の人口ビジョンに掲げた将来人口に基づき算出したもので、本町が当時は4万3,899人と設定をしておりました。平成30年10月1日現在の圏域人口は48万8,049人となっております、そのうち長与町は4万1,913人であります。目指すべき圏域人口の確保は現在のところ難しいんじゃないかと考えております。最後に、4点目の総合戦略の取組の状況をどう評価するかということでございますけれども、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取組状況につきましては、施策評価や事務事業評価などを基に進捗度と成果の2つの視点から評価を行っておるところであります。これによりますと戦略に掲げる取組はおおむね順調に進んでおり、成果指標も上昇しているという結果ではございますが、議員御指摘のとおり社会動態につきましては、成果が現れてないところであります。これは全国的な課題としても取り上げられておりました、東京圏への一極集中がむしろ加速している状況にあるのではないかと思います。本町といたしましては、今後さらに関係機関との連携により県内の大学や企業の魅力についての情報発信を行うとともに、生活環境の整備や子育て環境の充実を図ることで定住促進に努めてまいりたいと考えております。たとえ進学等で一旦長与町を離れても、いずれ帰って来ていただき、学んだ知識や経験を生かして活躍して欲しいとも考えており、さらなる町のPR、移住相談会の実施などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず最初1点目の質問の趣旨でございますが、この総合管理計画の中で施設の更新については、機能の集約化、複合化についても併せて検討をするということが示されておりました、このことについて私が図書館建設用地の土地利用について、将来的に悔いのない、後悔のない土地利用に努めていただきたいとの思いで遅くとも、この図書館建設の図書館の設計に着手する前までには、その用地にいろんなものを集約化するのか、複合化するのかと、こういったものの検討も済ませておくべきだと考えまして、この質問をさせていただきます。まず最初なんですが、昨日の同僚議員の質問の中でちょっとびっくりしたんですが、今年度中に図書館の事業について事業費を出すというような、何か答弁の中で言われていたようなんですが、その確認をさせていただきたいんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

昨日の私の答弁ですが、図書館の事業費ではなくて、高田南の事業費が確定することによって一定財政の見通しが立つと。それで図書館へという話でございます。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。理解をしました。それでは先程の答弁の中で10年間程度で集約化、複合化の可能性について検討をされると言われておったようでございますが、この1万平米の図書館用地があって、これで図書館だけでいくのか、他の施設も含めた複合的な用地として利用するのか、ここの検討だけで結構なんですけど、この検討はもう早々に始めるべきと、先程申しましたようにそういうふうに思っておるんですが、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程の町長の答弁にありました今後10年間程度を見据えたというのが、個別計画の策定期間ということで想定をしております。その個別計画の策定に向けて今種々検討を行っているということでございまして、図書館の整備については、今後10年間かけて検討するのではなくて、近いうちにどういった機能を持たせるかとか、複合施設の可能性も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

改めてでございますが、先程答弁の中で国からも今後、令和2年度までですかね、個別計画の策定を求められているということだったと思うんですが、これが一定できれば例えば今あるいろんな施設が建て替えとか修繕とか、その方向性が2年後、令和2年までぐらいに示されるってことで理解をしてよろしいんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

個別施設計画ですね。先程も申し上げましたけれども、策定から10年後ぐらいを目途にした、例えば今ある施設を賢く長く使っていくという観点からは、大規模改修をする時期ですとか、その10年間の間に更新する施設があれば検討をしていくといった内容ですので、この10年間の計画の中に全ての施設の計画が入ってくるというのは想定をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

私が申し上げたいのは、そこに図書館を建設するというので土地の購入を議会で承認をして購入をされて、そのときに図書館基本構想っていうのがもうできておまして、その中で述べられておるのが、延べ床面積3,000平米ぐらいの平屋建てで駐車場を100台確保するぐらい、これはあくまでも構想の中で町に示された答申と言いますか、そういうものだと思うんですが、そうした場合に図書館だけで、一方で併せて町の中心地であることを考えれば将来的に何らかの町有施設を建設する計画も考慮すべきであるというようなことも書かれているんですよ。だから図書館の設計をするまで、図書館をはめてしまって、もうほかの施設を持って来れんとかいうことがないように、図書館の設計に掛かる前までに、ちょうどこの総合管理計画、公共施設の管理計画書っていうのはできておるようですので、併せてここに持っていくものだけでも、こういう施設は合築するのか、それとも別棟で建てるのかとか、設計の中に盛り込んだものが必要じゃないかなということで今回質問をさせていただいてるんですが、どうですか。そういう考えを私は持って質問してるんですが。思い、この質問に対する考えで結構です。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

図書館基本構想にも複合化も視野に入れたような表現もございますし、公共施設等総合管理計画の中にも更新の際には複合化を検討するという表現もございます。ですので議員御指摘のとおり、図書館の設計をする段階までには複合化も含めて、どういった施設の整備を行うのかというのは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。是非お願いします。それでは2点目の質問をさせていただきます。2点目の質問につきましては、6月号の議会だよりの中に各議員の自己紹介文っていうのを掲載していただきまして、私はその中で長与町はまだまだ人口を増やしていく可能性があると思っておりますと、併せて定住人口の拡大を目指して議員活動に励んでまいりますってことを書いとったわけですね。それが7月のちょうど住民に配布する少し前に、人口減少数が全国ワーストワンだという報道が7月11日に新聞でされて。そういうものを書いておきながら、もうちょっと今回ショックを受けながらも、この件に触れないで9月議会を迎えるっていうことはできないと思おまして、質問をさせていただいております。ここでまず最初に、1点目からちょっとこう順次質問をさせていただきますが、1点目で転入転出の差し引きの数字を示していただいたところなんですが、先程の答弁

ですね。改めてこの転入が、もう正確な数は結構ですので、転入が大体どれぐらいあって、転出がどれぐらいあるというようなところで示していただけないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず転入につきましては、ここ10年間は概ね2,200～2,300人というところで推移をしています。ただここ2年間ほどは減少傾向にあるというところがございます。一方で転出ですけれども、転出の方が転入よりも少し多い2,300～2,400ぐらいですかね、これについては概ね横ばいということで推移しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

人口が減少しているのは結果出てるんですが、戸数はどうか分かりませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

住民基本台帳をベースにした世帯数ということでお答えをしますけれども、同じく10年間で世帯数は約1,300世帯ほど増えております。ただ、これには世帯分離であるとか、転出転入だけの要因ではないということで御理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

一応この4点目まで流して質問をさせていただきます。2点目につきましてはちょっと分からなかったということで理解をさせていただきます。3点目でございますけれども、長与町が目標とした人口が4万3,899人とおっしゃいましたかね。確かそういう数字だったと思うんですが、実際現状が7月末で4万1,619人っていうことでこの差が約2,200人ぐらいあるんですが、私が考えるに、先程申しましたよう世帯数はそんなに増えているようなことではなかったですかね。世帯数が増えて人口減ってるんだと。転入より転出が多いんだということで、何が考えられるかって言ったらやっぱり出る人は一定おられて、入って来る人がやっぱり減ってるんだということで、なおかつ世帯数は私変わらないぐらいかなと思ったら逆に増えてるということで、ここで私が考えるには例えば4人家族の中で、そのうちの1人が県外とか長崎市とか時津町とかに何かで出られて世帯を空けて出られたとか。4人家族のうち2人が結婚で町外に出られたとか、そういう理由であって世帯は減ってないんだと。新しく住んでもらおうとしたときに、新しい人達はもうそこには入れませんよね、今ある世帯には。じゃ何を言いたいのかといいますと、先程の目標とする人口と今の現状と比較したら2,200

0人ぐらいになるんですが、これを1戸3人ぐらいで計算をしますと750戸程度の住戸が必要になるわけですよ。なるわけですね、3人家族ってした場合に。まずこちら辺が基本的に長与町は足りてないんじゃないかなと思うんですね。世帯が変わらんで人口減っているんですけども、新しく入って来ようとしたときに、本当にその何ですかね、長与町に行って住めるのかとなったときに、そらあ端々まで探し出して、それを当てはめれば数はあるかもしれませんが、やっぱり長与町に来て住みたいんだと思う人たちが、借家にしろ、戸建てにしろ、持ち家にしろ、住む場所がかなり不足をしてるんじゃないかなと。29年ですかね、この連携中枢都市圏における目標人数の設定をされたのが。3月に出されているので、その前ぐらいに人数の設定はされたと思うんですが、そのときにおそらく何百も、さっき3人で計算したら760戸ぐらいが必要になるということを申し上げたんですけども、そこら辺の検討っていうのは全然されなかったですか。とにかく来てさえいただければ、長与町は住むとこ幾らでもあるんだというような感覚で決められたのか、そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この連携中枢都市圏ビジョンに掲げる目標人口というのは、先程町長の答弁にもありましたがおり各市町の人口ビジョンをベースにしています。本町の人口ビジョンでは、当時造成が予定されていた団地への転入ですとか、転出転入だけではなくて若い方々の希望が結婚、出産という希望が叶った場合、出生率の上昇が見込めると、いうこういったことも踏まえた人口ビジョンになっております。2060年には4万人を維持したいということで設定をしてるところでございます。最近、移住相談会なども出向きまして町のPRをしてまいっているところです。仕事の面それから住まいということが、やはり移住者にとっては最大の関心事であるということをすごく身を感じてるんですけども、住居については長与が少ないとか無いとかという声はないところでございまして、一定民間の不動産業者でも流通をされている状況でもございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

私も借家の状態はあんまりよく分からないんですが、例えば北陽台の団地にしても、ニュータウンの下の池山の区画整理にしても、ここなんか出来たらすぐ張りついてしまうじゃないですか。向こうも今もう工事中だと思ったら家も併せてどんどん建っているような状況だと、側から見てからの感じなんです。こういうのを見ますと一定の長与町に住みたい、家建てて住みたいという人たちの需要があつて、全然供給の方は追いついてないんじゃないかなというふうな感じがしておるんですね。だからそういうのも含めて今、借家も含めて、住宅が果たしてあるんだろうかなと。長与町こんだけ住んでも

らわないといけないと計画を立てたときに、これだけ住めるだけの住宅があるのかなというのをちょっと私は思ったもんですから。まち・ひと・しごと総合戦略の中にも、このまちづくりの関係は書かれてないですよ。総合計画の中にはあるんですけども。やっぱり視点を変えて、ここら辺もやっぱり充実して力を入れていくべきじゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まち・ひと・しごと総合戦略の観点、これについては安定した雇用、それから新しい人の流れ、結婚・出産・子育ての希望を叶える安心な暮らしと地域間の連携という4つの項目を掲げて、現在取組を進めております。現在国の方で次の次期総合戦略の検討を進めているところございまして、今示されている方向性としては現在の取組を継続して行くと。それを力にしていくということになっております。新たな観点としても現在のところ、そういったまちづくりの観点というのはないという状況でございますので、そうした国の動きも見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

新しい計画でも今の計画を継続していくんだというようなことなんですが、4番目の質問でございますけども、答弁でもありましたように、この取組はいろんな数値目標とか示されて、取組は順調に進んでいるんだと。ただ社会動態については結果が現れていない、成果が現れていないというふうなことを言われておるんですが、だから私もそういう状況だと思って、質問は、やることやったんだけど成果が現れていないんだと。そこは共通の認識だと思うんですけども、そういった中でお聞きをしているのが、結果が伴っていないこの現状をどう評価をされるかということでお聞きをしてるんですが。だから今取り組んでいる事業が、取組が果たしてこの人口問題に対して適正な取組となっておるのかどうかですね、そこら辺の評価をするべきじゃないのかと。言ってますよね、PDCAですか、よく使われておるんですが、ここの部分の最後の、結果を踏まえた必要な改善、見直し、ここの部分ができてないんじゃないかと私思うんですよ。やることやって結果が出ないんだったら何の意味もないじゃないですか。だから最後のここの部分ができてないんじゃないかなあというような感じをしてるんですが。ただ、そこも踏まえて次回も同じような計画で行くんだということを言われても、私はちょっとこの、考え直すべきじゃないのかなというふうなことしか言えないんですが、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これまでの総合戦略の取組についてですけれども、結果が出てない部分もございます。町長答弁でありましたとおり社会動態、これについては全国的な状況、売り手市場で大手の企業が採用を増やし始めたということも1つの要因かと思っております。一方で全てにおいて成果が出てないかと言われれば、戦略については特に子育てですとか、安心安全なまちづくりですとか、そういった観点では数値的にも非常に成果は出ております。確かに御指摘の人口減少、社会動態の転出超過、この部分については非常に重く受けとめて何とか改善を図っていききたいというふうに考えております。先程申し上げたのは、そのまま継続するというのではなくて、国も継続をしつつ必要な充実を図っていくということになっておりますので、そういった形に沿うように考えていききたいと思っております。特に移住促進対策、これについては力を入れていききたいというふうに考えております。県と連携をいたしまして、移住サポートセンターそれから連携中枢都市圏での合同の移住相談会、こういったものも開催をしております、昨年度が5世帯8人、今年度7月までで4世帯12人といった成果が出ております。さらにターゲットを絞って、これまでの分析をしつつ、例えば子育て世帯、Uターンっていうターゲットを絞ったPR、それから移住相談を行うことでさらなる充実を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

ちょっと移住の話が出たので分からない部分をちょっと教えていただきたいんですが、都市圏に向かって移住のPRをしてるんだというようなことを県と一緒にやられてるのかもしれないけど、言われてるんですが、長与町の人口の異動を見ますと、長崎市、時津町辺りに行ったり来たりが1番多いんですね、数は。そういうのは移住って言わないんですか、そういう方たちは。仮にそういうのも移住って言うんだったら私はどんどん移住促進してくださいって言いたいんですけど。都会の人に向かって移住を促進するよりも、まずはこの近辺で、長崎市、時津町辺りで動く分には圏域人口も変わらんわけですから、そこは一定皆さん、市も時津町も理解はある程度してくださるんじゃないかなと思うんですね。だからそこら辺が私は頑張るべきじゃないのかなというふうな気持ちを持ってらるんですが、どうでしょうか。移住の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程申し上げた移住、これについては町のワンストップ総合窓口、それから県の移住サポートセンター、ここのカウンターの仕方としては県外からの転入というふうに捉えてます。確かに議員が御指摘のとおり県内における転出入というのも人口を増減する要素の1つというふうに捉えておまして、長崎県の場合、人口ダム機能というんですけど

も、県庁所在地が県外に人口が流出するのを留めおく機能ですね。これがほかに比べて弱いというふうに言われております。長崎市から県外へ、または連携中枢都市圏の外へという流出を抑制して圏域内に人口を留め置くということは、本町にも求められているものというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今の話は分かりました。先程の私が町内も住む所が不足してるんじゃないかということをお願いしたのは、ちょっと何かないかなと色々調べてみたんですが、市街化区域の人口密度っていうのを調べてみたんですよ。市街化区域の人口密度ですね。これが長崎市が61.92人っていうことでヘクタール当たりですので、100メートル四方の中に何人住んでるかという話で、長崎市が61.9人ということで、長与町が58.92人。これは県内で2番目の水準なんですね。時津町が51.6人っていうことで、この3つが県内1、2、3位なんですけども、長崎都市圏の中なんですけど、これが多いのか、少ないのかっていうことは私もちょっとよく分かりませんが、長与町においては新たな土地も、例えば家を建てようとしたときなんかでも、もう土地も無いというような状況だと思うんですね。それは端々探せばあるのかもしれませんが、基本的に長与町に家建てて住みたいなあと思ったときに、そういう状況なのかなあというようなぼんやりした感じなんですけど、これを例えば佐世保市とか諫早市と比較した場合に、佐世保市が44.5人、諫早市が36.1人っていうことで、市街化区域は極端な話すぐにでも家建てて、建てたいなあと思えば土地があれば建てて住めるような地域ですので、単純に言えないのは、例えば事業所の数とか、時津町なんかある程度事業所が結構多くあるもんですけど、市街化区域の中にあるんだろうという想定をしまして、そういうことで人口密度で割り出したときにちょっと少ないのかなという感じはしておるんですけども、恐らく同じような条件で本町と比べれば、佐世保市とか諫早市については事業所の数が多いのかなあというような気もしながら、それにしても100メートル四方の中に長与町は58.9人の方が住んでおられて、諫早市なんかは36.1人の方が住んでおられるということで、例えばどこに住もうかとしたときに諫早市なんかはまだ余裕があるのかなあ、この結果を見て思うわけですね。その反面、長与町は先程申しましたように、作ればもうすぐ満杯になっていくような状況で不足してるんじゃないかなあというような感じがしておるんですが、どうですか。市街化区域の拡大とか、そういうのも視野に入れて。まずはいろいろ子育て支援とか取組をされてるんだということで、それはそれで評価ができると思うんですが、まずは住む所をやっぴり整備しないと。人に来て住んでくださいって言ったときにここがまずは私は1番真っ先じゃないのかなあと思うんですが、そこら辺の考え方はどうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員おっしゃってることはよく分かります。長与町を見ると世帯の数は逆に増えてる。でも人が減ってるっていうことは、1つはやはり高校生から上がって大学に行く、大学に上がった人たちがもう帰ってこないっていう形のこと結構今多いということと、あと大手の重工業の会社の縮小ということで、その持ってらっしゃる所から出ておられると、アパートを出ておられるというようなことから、人口減少というのは長与町の場合は顕著に起こってるということだろうと思うんですね。今後長与町はどうしてるかという、北陽台もそうですけども、そしてまた吉無田郷の開発もそうですけども、あとまだ高田南が今度また開発進んでいくんですね。そうするとすぐ入ってくれると思うんですよ。高田南も今はそういう風が吹いてますので入ってくれると思いますし、そういった形で世帯数を増やしていく。つまりまちづくりはまだまだ続いていくということなんです。だからその延長線上には、今議員おっしゃるように市街化区域をいじってという形になるかもしれません。しかし今のところはまだそういった団地造成というのは出来ませんので、その所に人を入れていく。そのためには入ってもらうためには何をすればいいかという、やっぱり町を磨いていく。磨いている所には人が入って来ますから。それが今特別にやっていますのが子育てと教育とそれから健康づくりというのを中心にやっておるわけでありまして、その中にいろんな項目、長与町で言えば42の施策等々まとめて、今そしてその検証をしてPDCAでやってるという状況ですけども、大まかに言えばそういった形でまだまだ宅地造成をして、そして街をブラッシングアップして、そういったものを磨いていく。そして魅力づくりをしていって入ってもらう。入ってもらうためには、当然中枢都市圏構想というのはダム効果ということでもありますので、長崎、時津、長与の中で、一定この地域を元気にして、輝かして、この部分が長崎県をリードしていくぐらいの気概でやることによって、人口流出をそこで止めるっていうことですよ。だからその中で人が変わっていくということもあり得ると思うんですよ。今はそういった状況の中で長与町の動きもありますし、人口の動きっていうのもありますので、必ずしも今やってる取組が悪いからということじゃなくて、たまたまそういった社会情勢になってきてる中での人口減少であるというような形で捉えてるんですよ。まだこれについては研究は要りますけども、一応その辺りも含みながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。今やってる施策が悪いということでは言ってなくて、ほかにもちょっとやっぱり不足してるんじゃないかなというところで、やるべきことはあるんじゃないかなということで提案をさせていただいているところでございます。長崎市、実は今、

非常にマンション建設が活況であるということで、ちょうどお盆ぐらいにニュースの特集でやっておられたんですが、200戸世帯ぐらい毎年ぐらいで推移してきたものが、去年ぐらいから400戸台ぐらい推移をしていると。今年もそれぐらいに行くだろうということで、あと何年か、2、3年の見通しとすればそういう計画はずっとされていくだろうということで、民間のマンション事業者のインタビューもあったんですが、路面電車の駅の近くであれば発売して1か月ぐらいで完売するんだというような非常に強気の発言もあっていただいと思いますが、こういったように長崎市も市レベルでは全国ワースト1位ということで一生懸命取組をされてるんだと思うんですが、これはあくまでも民間の事業者の事業のことなんです、そのときにも長崎市の職員もインタビューで出ておったんですが、やっぱり長崎市についてはちょっと特殊で、やっぱり斜面地におられる方たちが、平地を、便利地を求めて動かれているんだっていうことを言われておまして、そういうことで一定外に出ないような抑止にはなっているのかなということで、マンションで400戸っていうことで、毎年この北陽台団地みたいなものが、どんどん出来ていってるという話ですので、戸数でいけば、だから市でワーストワンの長崎市については、もうそういう今状況にあるという中で、どうもこの長与、私も非常に心配してるわけですよ、減るのを。長与町はなかなかそういうのが見えない。今、ニュータウンの下の池山の区画整理ですかね、あそこは家が建っていているのは見かけるんですけども、あれが終わったら高田南はしばらく時間が掛かるなというような気もしておまして、少しずつでも何かこう、減っていった分を補填するような何かが出来ていかないと、受け皿が出来ていかないと、どんどんどんどん減っていくのかなあというような心配をしておるわけですが、どうですか。心配せんでいいですかね。そこら辺は私が1人心配したっちゃなんでしょうけど、まち・ひと・しごと創生本部ということで、一番基本はこの人口減少問題に対応するために、こういうのを作られてやっておるわけですよ。今回、相当私、危機だと思って、危機感を持って質問をさせていただいてるんですが、ここにまち・ひと・しごと創生推進会議とかそういうのがあるんですが、こういったものは随時開催をされてるのかですね。もしされてるんだしたら今回のこういう状況についてどういうふうな意見があるのか。お聞かせ願えればと。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

外部の有識者会議であります、まち・ひと・しごと創生推進会議ですね。これについては定期的に開催をしておまして、1つの役割としては、進捗の評価、検証ですね。4つの先程申し上げた柱に関する取組の状況、それから進捗、成果といった形で評価をしたものを一定検証していただいております。そういった中で確かに取組が進んでるという高い評価を受ける一方で、社会現象の問題というのはやはり御指摘はあるところでございまして、そこでさらなる充実ということで先程移住相談会などというふうに申

し上げてきたところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。併せてこの役場庁舎内にまち・ひと・しごと創生本部というのが組織をされているみたいなんですけども、これは各所管の部局長で構成をされているというようなことが書いてあるんですが、ここからこの誰でも結構なんですけど、今回のこういう状況見て、何か危機感持たれて、こういうふうにやろうとか何とか、そういう申し出とか、提案とか何とか、何もあってないんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本部会議の方ですね、内部の組織でございまして、その会議も定期的な実施をしております。まち・ひとの外部有識者会議で出た提案ですとか、その評価の結果をお伝えして検討していくというものもありますし、今回の総務省の発表についてはその後の開催はまだでございます。ただ危機感、意識の共有というのはもう既にあると思いますので、次の会議の時にでもいろんな御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

せっかく部局長たちもこのまち・ひと・しごと創生本部の構成員ということでなられているわけですが、私はもう非常事態と思っておりますが、積極的な意見と提案等を出されて取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。質問終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時5分まで休憩いたします。

（休憩 13時51分～14時05分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順9、松林敏議員の①本町の人口減少対策について、②雑草対策についての質問を同時に許します。

2番、松林敏議員。

○2番（松林敏議員）

人口減少の話がちょっと続くことになるんですけども、是非とも集中を切らすことなく、話を聞いていただくようお願いします。

①本町の人口減少対策について。ここ10数年横ばいを続けてきた長与町の人口が、いよいよ減少に転じています。人口減少に対する長与町の取組についてお伺いします。

(1) 本町の出生率と全国の出生率の推移と、これを上げるための取組をお伺いします。(2) 高校を卒業し、大学進学のために転出された方がそのまま県外に就職するケースが多いと思われます。大学を卒業したあとに地元に戻る人を増やすための取組をお伺いします。(3) 長崎県の取組として、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金の取組がありますが、この制度を利用した長与町への移住者はどの程度いらっしゃるのかお伺いします。(4) 地域おこし協力隊という制度がありますが、長与町での取組をお伺いします。②雑草対策について。道路脇や歩道、河川など雑草がひどく目立ちます。景観を損なうとともに、車両、歩行者の通行の妨げになります。そこで(1) 国道、県道、町道などの道路の管理、特に雑草の除草作業についてお伺いします。(2) JRの線路ぎわの雑草の除草作業についてお伺いします。(3) 河川の雑草の除草作業管理についてお伺いします。以上です。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、松林議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず1番目1点目の出生率の推移ということでございます。全国の過去5年間の合計特殊出生率の推移ですね、これを見ますと平成25年が1.43、26年が1.42、27年が1.45、28年が1.44、29年が1.43となっております。これに對しまして本町は、同じく平成25年で1.69、26年が1.87、27年が1.69、28年が1.68、29年が1.81となっております、数字で見ますと年度により波はあります。あるものの、いずれも全国より高い状況にあるわけでございます。本町では、出生率向上のための取組といたしまして、結婚を希望する若者を支援するとともに、子どもを産み育てやすい環境の整備に努めているところでございます。50歳時未婚率や初婚年齢が上昇傾向にある中、結婚を希望される方からは、行政の支援といたしまして結婚イベントなどによる出会いの場の提供が求められておるところであります。本町では、平成26年度に結婚相談所を設置いたしまして、お見合いや婚活イベント、セミナーなどを開催しております、これまで、お見合いが215組、イベントの参加者が453名、そして47組のカップルが誕生いたしまして、6組の成婚に繋がっているところでございます。今年度からはさらに取組を拡大いたしまして、県や各市町との連携により企業間のグループ交流を推進することとしておりまして、先日、オープニングイベントが開催されたところでございます。子育て環境の整備につきましては、保育所の受け皿確保に引き続き取り組み、ベビーバスなどの育児用品の無料貸し出しや、子育て支援センターの充実に努めるほかに、子育てにおいて1番大変な時期である生後3か月頃までの世帯につきましては、戸別訪問や産後ケアなど、さらに手厚い支援に取り組み、安心して出産や子育てができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の大学卒業後に地元に戻って来てもらうための取組といたしましては、就

職情報など学生にとって有益な情報の発信を行うことが効果的であると考えております。県では、福岡県を中心とした都市部在住の本県出身者に対するUターン促進に向けたプロモーション活動や学生に対する合同企業説明会、学生と企業との意見交換会などを開催しております。本町におきましては、ホームページの移住定住サイトをリニューアルいたしまして、県内就職応援サイトNなびを紹介しているほかに、成人式におきまして当該サイトのチラシや移住、定住パンフレット、町の見どころやお店などの情報をQRコードで紹介したチラシを配布するなど、町の魅力発信に努めております。本町で生まれ育った学生の皆さんが、学校生活や地域活動、伝統行事であるペーロン大会など、さまざまな体験を通して町への愛着が育まれているものと期待をしております。さらにこうした情報に触れることで、一旦町を離れたとしても、将来長与町へ戻りたいと思うきっかけになればと考えております。

3番目の地域産業雇用創出チャレンジ支援事業につきましては、本年度、新たにスタートした取組でございます。本町では、東京圏からのU・I・Jターンの促進と地方の担い手不足対策として国が創設しました補助メニューを活用いたしまして、県が運営する求人情報サイトを通じて、中小企業等に就業、あるいは創業した場合に、本町への移住に要する費用として最大100万円を支援することとしております。募集開始から日も浅いということもありまして、現在のところ活用の実績はございません。

次に4点目の地域おこし協力隊でございます。東京圏などの都市地域から移住した者を地方公共団体が委嘱し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の支援や農水産業への従事などの活動を行いながら、地域への定住を図る取組でございます。活動期間はおおむね1年から3年とされておりまして、その活動に対し、国から自治体へ一定の財政支援が行われております。協力隊の最終目的は、将来的な定住にありますので、地域の受け入れニーズがあるかが大きなポイントと考えております。また、自身の能力を生かした活動とのマッチングも重要でございます。こうしたことから本町におきましては、これまで活用の実績はございませんけれど、様々な施策を推進する中で、地域の課題解決のために外部人材の活用が効果的であると判断した場合には、活用の検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして大きな2番目の1点目の国道、県道、町道の除草作業についての御質問でございます。町道につきましては、ツツジ、ナンキンハゼなどの街路樹があります植樹帯のほか、道路に付随する残地や法面を中心に、年1回から2回を目途に除草剪定作業を行っております。この定期的な作業以外にも、現場状況に応じまして委託発注や道路管理作業員により作業を行っております。また、国県道におきましては、長崎県の管理となっております。年1回から場所によっては年2回、それ以外にも随時必要に応じ、剪定、除草作業を行っているということを確認しております。なお、除草剪定におきまして、道路管理者共通の考え方として、道路の見通しが悪いなどで歩行者の安全性が保たれない場合や、道路構造そのものに支障を来たす場合などは優先的に

作業を行っております。

次に2点目の御質問でございます。JR線路沿いにつきましては、敷地内や特に運行に支障がある箇所におきましては、線路の管理者であるJRによる作業が行われているものと考えております。また線路と道路が近接している場合などは、JRと道路管理者が協議の上、双方にて作業を行っております。

最後に3点目の河川の雑草の除草作業管理についてのお尋ねでございます。長与町内にあります河川につきましては、長崎県が管理しております長与川や高田川などの河川法が適用される2級河川4本と、それ以外の町が管理しております河川法を準用する準用河川13本、及びその他の普通河川がございます。この河川におきましては、長崎県長与町ともに同様の考えであります。水が流れる河川の断面を大きく阻害する場合、あるいは河川の構造そのものに支障を来す場合におきましては、緊急度を検討いたしまして、優先度の高い箇所からそれぞれ管理者にて作業を行っておるところであります。そのため、景観上の理由などのみの場合は、適宜状況を勘案しながら、その後の河川整備計画や、ほかの道路事業などの状況を加味しつつ除草作業を行っていきたく、今はそのように考えておるところであります。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは、再質問に入らせていただきます。先程の浦川議員の一般質問にもありましたが、長与町の平成30年度の人口減少数が全国の町村の中でも1位でありました。こういう機会、人口減少についての長与町の取組を改めてお聞かせいただくようお願いしたいと思います。まず1番目なんですけれども、出生率は2.07あると人口は維持できるとされている数字であるんですけども、全国的に人口減少の原因として出生率の低下があると。長与町の出生率は全国平均である、先程説明ありました1.42よりもかなり高く1.81。これ結構かなり優秀な数字でして、東京の出生率というのが実は1.21と。およそ1.5倍の数字となっております。長与町は出生率の高い優秀な町であると思えました。とは言え、人口維持のためには出生率2.07が目標であることを考えると、やはり出生率を上げるための取組がまだまだ必要であると感じています。次に出生率を上げるためには、まず、未婚率を下げるのが大切になると思われますが、長与町と全国の未婚率の比較を男女別でお教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

生涯未婚率、現在では50歳時未婚率という言い方をいたしますけれども、この数値で申し上げます。国は男性が23.37%、女性が14.06%でございます。長与町が男性が13.59、女性が10.57でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

未婚率も男女ともに全国平均と比べて非常に低く、男性に関しては全国未婚率が23.37に比べて、長与町は13.59、ものすごく未婚率は低いと思われます。ちょっと個人的に思った結果と違うなあと思って、いろいろ考えたんですけども、これは長与町に生まれた人の未婚率が低いわけではなくて、長与町がベッドタウンであるという性質上、長与町に結婚して引っ越してきて長与町で子育てする方が多いので、未婚率が低く出産率も高いという状況になっていると考えたんですが、その認識は間違っていないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

議員御指摘のような詳細な部分まで分析はできておりませんが、50歳到達時までには男性も女性も本町では1度は結婚をされているということ、それから合計特殊出生率についても、これは先程波があると町長答弁もございましたけれども、晩婚化によって率が低くなる傾向もあるそうでございます。そういった年々、波がありますけれども、一定高い状況であるということだと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

子育てしやすいとか、教育のレベルが高いということで、長与町に住んで、引っ越してきていただくという方が多いということは本当に長与町の強みだと思います。そこで、別のアプローチとして、出生率を上げる方法として、平均出生子ども数、1世帯当たりの子どもの数を上げるというアプローチがあるのかなと思ってます。未婚率がこれだけ低くて、出生率が1.81ということであると、およそ平均すると2人程度の子どもになるのかなと思うんですけども、正確な数字が分かれば正確な数字をお教えいただきたいんですけども、その認識が間違っていないか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

1世帯当たりの子どもの数がおおよそ2人程度で推移してるんじゃないかと思われるんですけども、そういう認識は間違っていないでしょうかという質問です。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

近年、少子高齢化と言われておりまして、少子化の要因かと思えます。確かに御指摘のとおり、1世帯での出生数が減少しているという傾向にはないと。おおむね2人程度です。ね、推移をしているというような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

そこで、やはり出生率をこれからまた上げていくということを考えていく上で、3人目を産んでいただくと、産んでいただくと言うとあれですけど、3人以上子どもを持つ家庭が増えると出生率が上がるということを考えて、まずは幼児教育、保育の無償化の前は3人目から無償ということであったと思うんですけども、本年10月からの幼稚園、保育園の無償化によってそれが無くなってしまいます。今、児童手当の額が3人目以降で額が少し上がるとは認識してるんですけども、それ以外に、2人目までと3人目までのサービスの違いがあるのか、お聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

議員御指摘のとおり、保育料に関しましては2人目半額、3人目以降は無償。そして児童手当につきましては3歳以上で小学生までが第3子以降1万5,000円、第1子、第2子が1万円。違いと言いましたら、その2点になろうかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

3歳から小学校に入るまでの児童手当が5,000円違うというぐらいの違いで、今までは、幼児教育、保育の無償化という明確なメリット、恩恵があったんですが、無償化になりますと3人目以降は控えようという家庭が増えるのではないかと懸念しております。そこで、例えば長与町では第3子以降の児童手当の額をもっと増やすとか、3人目から出生の祝い金をもっと多目に支給するなどの支援が、平均出生子ども数を増やすために有効ではないのかと考えますが、考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

第3子を持つといいますか、その家庭、家庭によって子どもを持ちたい数っていうのは、そこそこで違いますので、こちらの方から第3子目を産んでくださいということのお願いはできないかと思いますが、希望として3人持ちたい方が3人持てるような子育て環境をまずは作っていききたいなというふうに本町では考えております。そして、その3人目からいろんな優遇をするのではなくて、1人目からいろんな恩恵を受けられる

方が、後々は2人目、3人目というふうに繋がっていくのではないかなというのも1つは考えております。やはり子どもを出産するということを考えた上で、やはり整えないといけないのが家庭環境であったり、職場環境であったり、子育て環境というところで、行政が担うところがやはりこの子育て環境というところで、こども政策課に繋がってくる方っていうのが、妊娠届のところから大体こども政策課の窓口の方に繋がってくるわけなんですけれども、1人目を出産されたあとに、決して子育てが辛いものではなかったと、とても楽しかったと、子育ては1人でするのではなくて地域で子育てをするんだというところの認識で、お母様方のフォローも1人目を産んだときに、私たち全力で取り組みまして、そこから2人目、3人目を、また、安心して持つようになっていくところの環境づくりを、まずは考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

よくニュースとかで、子育てにお金が掛かるので、子どもを産むのをあきらめるといふ数が増えてるんじゃないかということを見ましたもので、こういう質問をさせていただきました。検討のほどをよろしく願いまして、次の2番目に移らせていただきます。

長与町、出生率1.81と先程も言ったんですけれども、もの凄く優秀な状況にあると、にも関わらず人口減少が大きいという原因として、大学進学、就職を機に転出する方が増えることが一番の原因だったんじゃないかなと思ってます。転出者がとても多い。大学、高校や大学を卒業したあとに地元に残る人、戻る人を増やすための取組ですね、先程説明受けたんですけれども。よく長崎県は平均年収が全国よりもかなり低いと、全国で下から数えた方が早いというイメージが、高校生本人や保護者の方たちへもイメージが植え付けられて、高校卒業して、大学卒業して、そのまま長崎に戻ってこいみたいなものがないんじゃないかなと考えました。しかしながら長崎県も、全国的な人材不足が騒がれている中、いわゆる大手企業が長崎にも幾つかの会社が誘致されてやってきたり、県を挙げて航空機産業への参入促進を掲げたりと、長崎県にとっては良いニュースも、今出てきてるところだと思ってます。今日の昼のニュースでも、長崎市はICTの先進地区であるということで研究施設を新設すると、そういったニュースもありました。そういった明るいニュースを、是非とも現役の高校生や保護者の方にIターン、Uターンを呼びかける前に、もう先に高校生や保護者の方に説明しておくことが、機会があればいいんじゃないかなと思っておりますが、そういった取組はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木施策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町の転出超過の大きな要因が、やはり15歳から24歳までという若い世代の転出が多いということでございます。議員御指摘のとおり、効果的な情報発信をしていくと

いうことは非常に、今からやっていかないといけないというふうに考えておきまして、町においては、本町のホームページの方で情報発信をしている、また成人式の際に情報発信をしているところです。高校生向けという御質問でございましたけれども、町内には北陽台高校があり、町外の高校にも数多く町内から通われているものと思っております。そうしたことから、町単独ではなかなかその情報発信ということができておりませんけれども、県の方で就職関連情報の発信ですね、生徒指導の先生向けですとか、生徒それから保護者を対象とした企業説明会などが実施をされております。本町としても、今後、次の第10次総合計画を策定する上で、高校生の世代にアンケート調査を実施しようというふうに予定をしています。内容としては、情報収集の手段はどうかとか、あと町のイメージがどうか、町がどうあって欲しいかと、こんな町にして欲しいと言ったような内容をお聞きしてまいりたいと考えておりますので、その結果を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

ニュースでいろいろ調べることが多くて、長与町は本当に優秀なんですよ、出生率とかもですね。そんな中で東京に就職で出ていってしまうと、男性で26%の未婚率ですよ。そういったのを考えると、もう是非とも長与町に残って孫を見せてくれと、高校生達に言ってもいいのかなあと考えた次第でした。

それで3番目の質問だったんですけども、実は何名かいらっしゃるように私は聞いていたんですけどもIターン、長与にですね。先程町長の説明、ゼロだったと思うんですけども、間違いはないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

移住者ですね、県のサポートセンターですとか、町の窓口を通した移住者は、今年度で言えば4世帯の12名ということで、一定の移住者はおります。ただ、御質問の県の地域産業雇用創出チャレンジ支援事業ですね、この事業については本年度始まったばかりでありまして、まだ本町での実績はないという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

理解しました。そういった中で移住、この支援事業は使っていないけど移住されてる方が12名ということですが、そういう方の意見とか、長与町をIターン先と選んで引越されてきた方に、長与町を選んでいただいた理由をヒアリングして、他県から見た長与町の魅力をまとめることが、次の移住者を募るときの武器になるということで、そう

いう情報の集約が大事だと思うので、よろしくお願いします。

続きまして、4番目の地域おこし協力隊についてですが、まだ長与町では取り組まれてないということですね。地域おこし協力隊っていうものの説明は省きますが、費用はどの程度掛かると思ってますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

国の制度上の話で申し上げますと、地域おこし協力隊の活動に要する経費として隊員1人当たり400万円を上限に特別交付税の措置がされるということになってます。その内訳として、その本人への報酬費等が200万円、その他、活動に要する経費が200万円というふうになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

これは本当に費用が掛からないと。地域おこし協力隊員の募集などに要する経費まで出してもらえるとというような中で、これもメリットばかりで、デメリットがないように思われるんですけども、もうこれ21年度から行われてる事業で、これなぜ今までやってこられなかったのかっていうところと、この制度のデメリットはどんなところにあると考えられてるのか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町での、この協力隊の活動ということを考えますと、そもそものその制度が、東京圏から人を呼んで、その方に地域で活動をしていただいて、将来的には定住に繋がると。要は仕事も見つけて、長与に定住していただくというものだと思っております。そうした中で、本町の農業ですとか漁業などを考えてみると、規模的に難しいのかなど。それから、ほかの県内の事例などを見ても、地域のコミュニティ支援とか、離島や過疎地のように人口減少が激しく人材が不足しているというような所では外部の人材の確保ということで導入してる事例もございますけれども、なかなか本町において、そうしたものをニーズも含めて見当たらないということで、受け入れまでは至っておりません。デメリットとおっしゃられましたけど、様々な自治体の事例を見ていく中で観光振興であったり、伝統工芸品の振興、それから農業支援ですね、活動は様々で地域の成り立ちですとか課題がそれぞれ違う中で活動されていると。こうした取組は確かに本町でもヒントになるのかなというふうに思っております。ただ、よく言われるよそ者、若者という観点から、何かその突破口見出してくれるんじゃないかなという期待はある一方で、やはりそうした外部の人材、馴染みのない地域で定住に向けて、継続して生活をしてい

くということであれば、そこに無理やり連れてきて送り込むというのでは当然うまくいかないというふうに思っております。ですので、やはりその地域の課題に対する外部人材の受け入れのニーズがあるかどうかということは見極めていく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

まず改めて、これ費用が国持ちなんですね。しかも地域を興したいという、やる気がある人が来てくれると、人材が来てくれる。これは利用しない手はないと私は考えてます。まずは商工会や農協、漁協などにこの制度の説明などを行って、この制度の利用を検討するところから始まっていくのかなと考えます。昨日の質問の中でもあった商店街の空き店舗の活用とか、先日みかん農家の方に話を聞いたところ人材不足だとお聞きしました。地域おこし協力隊が活躍するケースは少なからずあると考えます。是非とも、御検討のほどをよろしくお願ひしまして、次の雑草問題に移らせていただきます。

雑草対策についてですが、ちょっと私が住んでいる所で申し訳ないですけど、私が住んでる百合野から西高田の和楽団地に抜ける農道があるのですが、交通量が多くて、病院の看護師などが朝は通勤で、時間帯によってはスピードもかなり出している。車がぶんぶん通る所なんですけども、そこに雑草が道の両端から生えてると、道幅はあるけども雑草があることによって、危険なケースが何回もあります。そこで道路の雑草というよりも、道路際の隣の敷地から生えている雑草の除草というのは、誰がやらなくてはいけないのでしょうか、お教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

私有地とかでの話と思ってお答えしたいと思います。私有地については、基本的には所有者に依頼をするというのが第一になるかと思ひます。しかしながら、所有者と連絡が取れないとか、どうしてもその場の連絡先が分からないとか、特に緊急性が高い場合などは、町のほうで施工する場合があります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

私有地の方が本来は除草作業しなくてはいけなけれども、結局は役場の方で、長与町の方でやってるということになると思うんで、この除草作業を無くすために、固まる土とか防草シートを張るとか、コンクリートを打つとか、そういう作業は考えられないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

道路の話でいくと、近年は、道路の残地とか法面とか、こういった所に、議員がおっしゃられるような固まる土、こういったものとか、場所によってはもちろん防草シート、こういったものを施工させていただいた箇所が数か所あります。今後もこういったものを活用しながら、除草したほうがいいのか、そういった形で一定の期間、草が生えないようにする、こういったことがいいのか、場所に応じて、適宜利用していきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

道路に草が生えてくるシーズンになると、車同士の事故が予想されるということから考えると、予防する方法ですね、生い茂ってから草を刈るのではなく、生い茂らないような予防をする方向を検討するようお願いいたします。続きまして2番目、JRの線路の敷地内の雑草についてお伺いします。JR敷地内の除草作業はJRが行わなくてはならないと思いますし、私たち住民の方が勝手に切ることはできないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員がおっしゃるとおり、JR用地については基本的にJR。特にJRにつきましても、個人で中を切って、もし何かあってJRを止めるとか、そういった事故に繋がりがかねませんので、特に注意してくださいという形では考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

勝手に切ってはならないということからすると、なおさらJRの方には強く除草の頻度を増やしていただくようお願いできないかと。道路ならまだしも、裏が線路というか、住宅で迷惑してる所もあると思われれます。そういった所で雑草が生い茂って不衛生であったり、JRの敷地外への雑草の助長になってると思うので、是非とも長与町として強くJRに対して言っただけいたらありがたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

私どもの立場から言える部分につきましては、道路とJRが近接している、もしくは公園等が近接してるという場合にはお話しすることは可能だと思いますが、個人の宅地

とか私有地とJRがかっついてる場合、こういった場合について、近くに道路があって、一緒にお話をするということは多少は可能だと思いますが、全ての案件に対してJRにお話をするということはちょっと難しい部分があるかと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

そうですね、JRの方は話は以上にしたいと思います。最後に、河川の雑草の除草作業ですね。これは河川的能力が低下するようなことがあったら払うという説明を受けたんですけども、東高田バス停付近の高田川なんですけども、もう今既に河の幅が狭いんじゃないかと思われている部分に、雑草がさらに追い打ちをかけるように生えていると。もう川と言えないぐらいの川幅しかないという所に草がばんばん生えていると、こういうのが、近年多い異常気象によるゲリラ豪雨などで河の氾濫とか考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

東高田の地区の河川のみならず、高田地区の高田川、これについては基本的には先程の町長の答弁にもありましており県管理となっております。以前、県にお聞きしたときの話になりますが、高田川の改良済みの箇所、そして今後改良していく予定の箇所につきましては、今までの経験値をもとに深さ、幅というものを計算して、川幅というものが決まっておるということは確認しております。ただし想定外の大雨、こういったものがあつた場合には、多少なりとも議員がおっしゃるようなことがあるかと思います。今回御指摘いただきました東高田の部分、ほかの部分も現地を確認させてもらって、できる分であれば、県の方に少しでも話を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

是非とも県の方に頻繁な除草作業をお願いしたいところですが。あともう1つ、高田川沿線は、準工業地帯が多く、大規模火災の可能性のある工場が幾つかあると思われます。火事のときの水利としての利用を考えられてますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。今、火事のお話でございましたので、そちらの観点から申させていただきますと、当然長与町の方には、そういう土地の管理の場合に長与町開発行為等指導要領というものがあつて、それに基づいて全ての地域

において、そういう火災等の発生に対する予防策としまして消火栓、もしくは広域的な開発があった場合には防火水槽の設置という形で要綱が設置されております。その中で計算されてます消火栓の半径120メートルという範囲がございます。それと広域であれば防火水槽と、設置の要綱がございます、それに当てはめると、現在、御指摘の場所につきましては、消火栓の方が8か所、防火水槽が2か所設置されておりますので、今議員が御指摘されたような部分につきましては、これだけの確保ができておりますので、影響がないものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

今年ちょっと大きな火事が何回かありまして、確か防火水槽が1つは空になったという話も聞いてはいるんですけども、あと、大きな火事の場合、消火栓に例えば3台ぐらい消防車が水を吸い上げると、圧が落ちて、なかなか使いものにはならないということはないと思うんですけども、やはり消火栓は何か所あったとしても、2か所程度しか水を給水しないほうが良いとかいうことを考えると、自然水利というものは大規模火災のときには大事な水源じゃないかなと考えます。高田近辺なんですけども、ちょっと草が生い茂って、よく長与町消防団第6分団の方で水を出す訓練をするときは、川沿いの所で吸管をつけて水を出すというような練習をしてるものですからね。あそこの水を使えるようにしてた方が、実際の本当の火事の際に、すぐ我々は水を汲み上げる、しかも何時間でも水を出せるということになると思うんですね、その辺の意味も込めて、河川内の除草の管理ができないかなと考えているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

日頃より地域の消防団活動で地域を守っていただいていることには感謝申し上げます。それで、河川の特定の箇所、火事がどこで起きるといのが分からない状況で、河川にいろんな所にそういった施設をつくるとか、常に除草、草を刈っておくというのが、常にというのがなかなか難しいもので、草刈りに関してはですね。例えば今現在使ってる箇所というのを逆にうちの方にお教えいただければ、そこがなるべく普段でも使えるような状態にするということは、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

ありがとうございます。新たに防火水槽を造るとかいう予算を考えると、川の中に吸管を突っ込んで水を出せるという箇所を何か所か作っていただけるだけで、だいぶ違うと思いますので、是非とも消防団の方と検討して考えていただけたらありがたいなと思

います。最後になるんですが、住民の誰もが自分の住むまちはきれいであって欲しいと思っています。ほかの市町村から来た人が、長与町は雑草が多くて汚いまちだと思われぬように除草の管理をと。あと、雑草が生い茂っている所は、ごみのポイ捨てが多いんですよね、言っちゃうと和楽団地の所なんですけども。前回の定例会でも話題に上げられていたマイクロプラスチックごみにも繋がるというような行為なので、また、雑草が生い茂り、大人がごみのポイ捨てしていると、そんな光景を子どもたちにも見せないためにも、また、住民の心が汚れてしまわないためにも、きれいな町を意識していただきたいと思います。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで、松林敏議員の一般質問を終わります。

場内の時計で、15時10分まで休憩いたします。

（休憩 14時54分～15時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、河野龍二議員の①災害時の課題について、②中尾城公園スパイラルスライダーについての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

本日最後の質問となりました。今しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。質問に入る前に、先日、本日と同僚議員から自然災害に対する被害者に対する御見舞いの言葉がありました。私からも先日の福岡、佐賀、長崎での豪雨災害並びに各地の自然災害で亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被害を受けられた方にお見舞い申し上げたいと思います。まだまだ雨が引き続き、また台風も接近しております。復旧については大変な状況が予想されますが、1日も早く日常生活が戻っていただけるよう関係機関の御努力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。①災害時の課題について。昨今の気象状況は想定できない災害が急激に起きるなど、予測していても危険な状況に陥る場合があります。この間の豪雨予測などに対しても度々避難勧告等が発表されております。最近では台風9号の接近に対して避難を促す発表が出されました。自らの命を守る上では情報を提供し、安全確保を促すのは当然の指示であります。町が発表する避難勧告等に対し町民の危機感が十分でないような印象を受けております。そこでこのような避難を促す発表の課題も含め、災害時の課題について質問いたします。1、今年度中これまでの避難勧告等の発表件数はどれくらいありますか。2、避難対象に対して、実際に避難した人数はどれくらいでしょうか。3、避難を促す発表方法は、防災無線かメールでの防災情報ですが、十分ではないと考えられます。新たな情報伝達方法など考えておられますか。4、ペットの災害対策はどのように対応しておりますか。5、災害や火災での家屋倒壊

などの支援補助金や廃棄物処理費用の免除などはできませんか。

②中尾城公園スパイラルスライダーについて。今年5月に新聞やテレビで報道された中尾城公園スパイラルスライダーは、今後復元を考えているような報道がされました。昨日の同僚議員の一般質問でも同じような答弁がされました。仮に復元しても十分な安全確保、新たな事故に繋がるような施設はさらに問題になると考えます。今後の計画をどう考えていますか、以上質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者であります河野議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。1番目1点目の今年度中にこれまでの避難勧告等の発表件数についてのお尋ねでございます。今年度につきましては、現在までに避難勧告、避難指示等の発令はございません。しかしながら、台風、梅雨時に町の独自の判断によりまして、5回の自主避難所開設の対応をとっております。続きまして2点目の、避難対象に対して実際に避難した人数はどれくらいいるかという御質問でございます。今年度の避難所開設につきましては、自主避難所の開設を行っておりますので対象者の設定はございませんけれども、7月3日に6世帯7名、7月21日から22日にかけて1世帯1名、8月5日から6日にかけて6世帯6名の方が自主的に避難をされておる状況でございます。続きまして3点目の、避難を促す発表方法は十分ではない。新たな情報伝達方法の考え方はないかということでございます。避難を促す方法につきましては、防災行政無線、電話、メールで確認できるシステムを導入いたしまして、周知を行っておるところであります。またインターネット等におきましては、長与町ホームページ上にも随時防災情報を掲載し、活用いただけるよう取り組んできたところでございます。そのほかにも県防災システムLアラートに防災情報を入力し、提携いたしましたテレビ、ラジオ局で放送をしていただくことで、最新の情報提供を発信しているところでございます。当然のことではございますが、周知方法につきましては新たな方法がないか、引き続き検討してまいりたいと考えております。4点目のペットの災害対策はどのように対応しているのかとの質問でございます。災害時のペットの対策につきましては、環境省や県からガイドラインが策定されておりました、日頃からの災害への備えや災害発生時の対応として紹介をされております。町といたしましては、予防注射時や各種イベント時及び動物病院等の協力をいただきましてパンフレットやポスター等の配布により周知を図る。それとともにホームページや広報等を活用し、積極的な普及啓発に努めておるところでございます。続きまして5点目でございます。災害時による家屋倒壊などの支援補助金や廃棄物処理費用の免除等についての御質問でございます。本町内で発生をいたしました火災、風水害、そのほか予測できない天災地変等により、住家に被害を受けた世帯に対しましては、小り災者に対する見舞金支給要領に基づきまして、被害の程度に応じて見

舞金を支給することとしております。また、災害救助法の適用を受けるなどの大規模災害につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに長与町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づきまして、災害援護を実施することとしているところでございます。災害、火災による家屋等に係る廃棄物の処理費用につきましては、長与町廃棄物処理条例第10条の規定により、一定の選別処理を行った後、罹災証明書等の添付により手数料を免除し処理を行っている状況でございます。

次に、大きな2番目の質問でございます。スパイラルスライダーにつきましては、現在、現地調査や以前に起きた事故等の原因を考察し、議員御指摘のとおり利用者の安全を最優先に考え、以前のように多くの皆様に喜んでいただけるよう利用再開へ向けて検討をしておるところでございます。これからの計画といたしましては、国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用し、来年度、令和2年度に詳細な調査設計を行いまして、再来年度、令和3年度に改修工事ができるよう長崎県と協議を進めておるところであります。今後も、例え利用再開が難しくなったといたしましても、エアロブリッジとスパイラルスライダーが長与町のランドマークとなり、中尾城公園が町内外の人々の交流の場として活用できるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず1点目①の（1）ですけれども、今年度中は避難勧告等の発表件数が無かったということでした。そうしますと、これまでの避難勧告等の指示を出したときの、避難を想定した人数に対してどれくらいの避難をされたのかということが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

避難勧告という形で発令した事例でございますが、昨年度特別警報が発令されたときに避難された方が30世帯の53名でございました。この避難勧告に対しましては、長与町の場合は区域指定をしておりますので全町民を対象としております。そういうことで考えますと、全体の人口が4万1,963人でそのときの対象としておりますので、率にしますと0.13%という形になっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

冒頭、一般質問の中でも触れさせていただきましたけど、この間、自然災害が非常に続いてまして、テレビなんかでも避難所を開設したとか、地域で避難勧告等が出たとか言う報道がされる中で、町も努力されて独自の判断で避難所を開設するという形をさ

れてるんですけども、それに対して住民が受け取る危機意識っていうのがどうも薄れているのではないかなというふうにちょっと感じて、私自身もそういう部分がありまして、それを感じてたら、今年9月1日の新聞報道でまさにそういうことが報道されて。佐世保であれだけの雨が降って江迎川が氾濫したときに、町内2,086世帯、5,176人に対して避難指示が出てるんですけども、実際避難した人は60人ということで、防災システム研究所の所長がコメントを寄せられてるんですけども、近年は避難指示や勧告が多く、慣れてしまってるのではないかというところがある。で、この中にもありますように自分は大丈夫だというふうな感覚でいるという形で、情報を流して避難を促すというのは大変大事だと思います。命を守るという意味ではですね。ただ、町の危機感と受けとる側の危機感の差がちょっとあるのではないかなというふうに思いますんで、その部分についてはどのように考えてらっしゃるのか、住民の皆さんに理解していただくと思って、努力をされていこうとしているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

先程30年度の避難勧告のときの人数が53名ということで0.13%、国の方が想定している形では大体4%の方が本来避難勧告を受けたときには避難していただかないといけないんじゃないかというふうな形で我々の方にも通達がまいっております。議員がおっしゃったとおり住民の方々の危機意識というものに対しまして、基本的には内閣府の方からも、中央防災会議等からも、やはり印刷物による広報活動が主なものになるということで、そういう形で我々も対応してきた部分がございます。しかしながら昨今の災害の状況を考えますと、もうこれだけでは住民の皆様には危険が及ぶんじゃないかという災害が発生しております。こういうことも考えまして、現在は当然でございますが、要支援者の関係もございまして、各自治会、各自主防災組織の方が今もう本当に真剣に取り組んでいただいております。我々も、自治会であったり自主防災組織が自治会員の方を集める場というのが今現在かなり進んでおりまして、そちらの方に顔を出させていただき、福祉の方からの情報をいただいたときは御一緒させていただきまして、避難行動要支援者の個別計画の説明会という形で、各自治会、自主防が集めていただいて、皆さんと接する機会がございますので、そちらに出向いたときにも何とか自分の身は自分で守る。それを基本とした共助の部分を含めて説明をさせていただきながら、昨今のこういう状況でございますので、やはり危機感を持っていただきたいということで対応をさせていただいておるといのが現状でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

呼びかける。そういう機会がある度に働きかけるというのは大事だというふうに思い

ますけども、その点でちょっと行政視察の中で、先進地視察の中で、少しこの防災に関する先進的な取組をされている所があったんで、ちょっとそこを紹介して、そういう部分も取り入れられないかというところをちょっとお伺いしたいというふうに思います。実は茨城県の境町という所に行政視察を行かしていただいて、そのときにいただいた資料の中で逃げどきマップという資料をいただきました、広域避難ということで。この境町というのは利根川と江戸川が隣接した地域で氾濫すると全世帯が浸水する可能性があるということで、非常に危機感を持っていらっしゃるんですけども、この中で特徴的なのが地域別に、本町もハザードマップを作ってこの地域はこういうふうな危険性がありますというのを明確にしてるんですけども、もっと細かく地域別にこういう危険性があるんだっていうことを明確にしてるんですよ。本町においても、例えば先程の新聞報道であります、避難する必要性が無い方っていうのも当然いらっしゃると思うんですよ。河川が氾濫しても大丈夫だという所、土砂災害が考えられない所、地震等々はまた別でしょうけども、そういう所は逆に自宅にいた方が安全だというふうな場合があるわけですよ。そういう意味では、私は地域ごとに明確に、例えば私が住む東高田では土砂災害の危険性が高いんだと、どれくらいの雨量が降れば土砂災害危険性があるんだということを明確にしていくことで、この雨量でこういう雨がまだ続くぞといったときには、そういう危険性を感じる場合が出てくるんじゃないかなっていう意味では、もっと今のハザードマップを細かく地域別に危険性を明らかにしていくということができないものなのか。最近できたハザードマップですけども、さらにそれを充実させるという考えがないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、議員がおっしゃったとおり私も行政としましては、やはり昨今の災害につきましては余りにも急激な対応が必要になっているということで、まず事前の対応が必要じゃないかということで、今言われたマップ等でまず知らせることが必要じゃないかということで、たまたまという言い方はおかしいんですが、30年度の2月だったと思いますが、土砂災害関係の県の方の調査が済みまして、30年度の4月だったと思いますが、土砂災害の警戒区域と特別警戒区域の指定箇所635か所だったと思いますが、全戸配布の形でマップの配布をしまして、そういう危険な方々の住まれている方々には、もう我々が避難勧告を出すのではなくて、自分達で判断をしてくださいというような形で配布をして、避難の大切さ等を訴えてきたところであるということでございます。その中で今年度の災害の発生、これはもう8月入りまして4週連続警報が発生しております。明日、明後日の警報の確率も高という形で气象台から我々の方に入っておる状況でございます。こういう中で、やはり部分的な、先程おっしゃったとおり、我々も避難が必要なのか、必要でないのか、今までの経験からしますと避難所の開設は当然でございます。

空振りしてでも住民の方の命、生命を守るために開く必要があるというふうと考えておりますので、それは開かないといけないということではございますが、そこに向かうための2次災害があってはいけないということも含めまして、避難する必要がある方、避難する必要が無い方のやはり区別が必要じゃないかということで、職員の方ではその対策を地域別、区域別に考える必要があるんじゃないかということで、検討するという形で今もう既に職員の中では話が進んでおるところでございます。先程話があったように、避難をする方と非難をしなくていい方、もしくは前もって親戚であるとか、友人であるとか、情報的にはホテルに避難されてる方もいらっしゃいました。そういう方が連絡いただいて、わざわざ避難所に避難しなければいけないんですか、もしくは我々の自治会の集落センター、集会所についてはちゃんとしたいいいものがございまして、そちらに避難してはいけないんでしょうかというお問い合わせもあっております。これについては我々指定避難所というものにつきましては、国の方の法律に基づいて避難所を指定しております。しかしながら、中央防災会議におきましては、自らそういう避難場所があるのであれば、地域の方々と相談し、そちらに避難することも勧められておりますので、そういう回答もさせていただいております。そこを考えますと今言われました地域別の検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

是非、早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。そうすると、やはり情報発信の方法、ここがもう少しやっぱり明確にならないと私は難しいかなというふうに思います。先程言われた防災行政無線がありますと、メールがありますということで、防災無線もなかなかこれまでも一般質問で取り上げた経緯があるんですけども、デジタル化してスピーカーが一定集約されたと言いますか、ことで、聞きづらくなったと、聞こえなくなったという所があるんですよね。まだこれ解決してない所があるんです。以前そういう相談を受けて、その方はちょっと障害者の方でもあったんで、その方の所には子機の無線機を設置できたんですけど、未だにやっぱり聞きづらいという所があるんで、これがじゃあ聞き取れない、聞きづらいという方にその情報が伝わらないという意味では、先程言われたインターネットだとかテレビでというふうな話をされましたけども、実際災害が起きて、停電に起きた場合、テレビもインターネットも使えない状況もあるかもしれない。インターネットは今スマホでできる可能性があるかもしれませんが、それについても情報は大きな情報になってしまう、例えば避難所は開設しましたっていう情報でしか鳴らない場合が出てくると思うんです。細かい情報をやっぱり伝えていくという部分が必要ではないかなというふうに思うんですけども。じゃあ、防災無線の件で、防災無線が未だに聞きづらい、聞き取れないという所が、状況があるというのは掴んでらっしゃいますか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

防災無線がデジタル化したときに一斉にそういうお話がありまして、そのときに対応させていただいた経緯があります。現在、私たちが対応している中ではそういうお話が聞こえる機会は減っておりまして、機会がありましたら、それにはその都度現場に行きまして対応策を検討している状況でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

未だに私は聞かれて、で、そこがどういう対応にするかという部分で、1つは防災無線のいわゆる子機を、先程言いましたように障害者の場合は一定の条件の中で付けられるというのを、以前そういう話を聞いたんですけども、ある方からはもう有償でもいいからやっぱり聞き取れないという状況を解消するために有償でもいいからできないのかと、子機の無線機を買おうと。買って自宅に置くということができないものかっていうふうなことを言われたんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

現在、戸別受信機という形で200個の所有をさせていただいてる状況でございます。これにつきましては公費の方使わせていただきまして、予算の方もかなり掛かる物品になりますので、それを個人でということについては、まだ検討したことがございませんので、ここで御回答することがちょっとできませんが、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

聞こえない状況をどう解消するかっていう意味では私は検討すべきだと思います。本来ならば無償で貸し出すというのが前提だと思うんですけども、先程から経験した中では障害者で耳が遠いだとかっていう場合は子機を設置させていただきますということで。ただ、実際その災害が起きてる現場で雨が、豪雨が降ってるときに窓を閉めてしまうともう聞こえないという方がやっぱりたくさんいらっしゃるんですよね。そういう意味では、そういう部分をやはり町の情報がちゃんと伝わるという意味では私は検討すべきではないかなというふうに思いますので、是非検討していただきたいのと、あと防災情報メールを登録すればメールで来るというふうに形になってますけども、これについては今現在どれくらいの登録状況があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

本年度8月末現在におきましては、1,908件の登録をいただいております。昨年度の平成30年度4月におきましては1,547件、平成29年の4月1日におきましては1,291件というデータになっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

これ非常に、第9次総合計画の目標からすると大きく増えてますよね。平成32年度まで1,680件の登録っていうことが1,908件。そういう意味では皆さんもやはり情報がきちんと伝わって欲しいというふうな思いが、この数字に出てるのかなというふうに思うんですよね。改めて、その境町の状況なんですけども、境町ではスマホアプリを使って先程言われるように個別情報をこのスマホアプリの方で流すと。いわゆるその地域を登録すれば、例えば東高田地域というふうに私の名前で登録すると、東高田地域のいわば危険性、避難、災害状況だとかってというのが届くというふうな形のアプリを作ってるんですね。これは大学と共同して作った背景があって、そういった費用もあまり掛からなかったという話なんですけども、先程言われるように地域別の避難状況だとかそういうのを考えるならば、こういうアプリこそ使って、こういうのを考えて取り組んでいくことで本当に明確に自分の状況、例えば本町にいても、よその県に出てもアプリで自分の地域の状況がどうなってるかっていうのが分かるわけですよ。是非こういうのを検討できないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、私どもの伝達手段としましては、国の方からガイドラインが出ておりまして、それに基づいたものについては、ほぼ全て賄っておるところでございます。しかしながら今後のことを考えますと、今言われた衛星通信やマルチメディア等の放送が新たな技術を今後開発するのではないかっていうようなことが、国の方から話を受けております。そういうことで、より効果的な手段が利用できるようであれば、今議員がおっしゃったとおり、そういうものも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

これについては第9次総合計画の方の中でも、ICTを活用した情報発信のシステムの構築って言いますか、検討するという形なんで、これについて総合計画の中にも入れてるわけですから、やはり率先して取り組む必要があるというふうに思いますんで、

早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に4番目のペットの災害対策ですけども、現状ガイドラインに沿ってイベント等でパンフを配布したり、周知を普及してるということではあるんですけども、ガイドラインの中で出てるのが、1つは飼い主のペットに対する責任と併せて、やはり災害が起きたときにペットと同時に、適切にペットの命もどうやって守っていくかという部分がガイドラインの中で言われてるわけですが、その中で私は避難所に行かないっていう、避難できないっていう中で、例えばペットがいることで避難所が開設されても避難所に行けないという状態が今あるんじゃないかなと。いわゆるペットも同行して避難できるという環境がないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

お答えします。現在の避難所をつきましては、今言われたように特別な受け入れ体制っていうのを設置する状態ではない状態でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうするとやっぱり避難できない。したくてもできない。ペットがいる方達ですね。それはまず人命が先かというふうな話なるかもしれんけど、今ペットも家族同然の命というふうに考えている方がたくさんいらっしゃいますし、そういう方々が、実はもうこれは愛犬家の方からこういう状態だというふうな相談を受けて私も調べてみますと、こういう中身になってるということで、そういう意味では、今後やはりペットと同行できる避難所の開設というのが必要だと思うんですけども、そのお考えはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

議員御指摘のとおり、これまで日本全国で大きな災害等々が起こっており、ペットの避難の方法、それから施設の提供等々、これまでの災害の実例、改善点等を踏まえて、環境省とか県の方のガイドラインが策定されております。ですから長与町の方でも今後地域安全課と協議をして、人はもう当然のことですが、人同様にもペットと一緒に避難できるような、例えばその施設だったり、テントを利用するとか、軒下を利用するとか、そういうふうな想定をしながらほかにもボランティアの方の確保とか、それから当然ながら元気でケージなどで避難をする動物もおりますが、負傷をした動物、それから放浪犬とか、放浪する動物等々も発生することが懸念をされております。そういったいろんな状況もちょっと検討をさせていただいて、可能な限り町でも対応ができるような体制づくり、そういったものを策定させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

これも是非早急に私は対応すべきかなと。いつそういう自然災害が起きてペットがいることで避難できない。そういう中で災害に遭ってしまうと、被害に遭ってしまうってなるとちょっとやっぱり、国のガイドラインも出てるわけですから早急な対応が必要だと思うんですけども、是非その検討をしていただきたい。そういう意味では、町長の報告の中で6月に地域防災会議が開かれてましたかね。この防災会議というのがどれくらいの形で行われるのか、今諸々の課題が多分私はもう早急をお願いしたいというふうな事で行われたんで、そういう意味ではそういう緊急的な防災会議が開かれて、こういうのを設定していこうとか、制度を取り組んでいこうというふうな形になるものなのかどうなのか。1つはやっぱり長与町の地域防災計画の中にも盛り込むべきではないかなというふうな思うんですけども、そういう意味ではそういう会議がいつ頃開かれる予定があるものなのか、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

防災会議につきましては、国の方の中央防災会議、そして長崎県の方の防災会議、こちらの方が開かれまして、その結果に基づいた状況で地域防災計画の方の作成をする必要もございますので、現在のところ6月の最初の週に行ってるというのが現状でございます。これを何回開くかということであれば、今のところ年1でやってるところでございます。しかしながら大きな災害もしくは法律の改正がありましたときには、防災会議を開くように設定はされてるところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

じゃあ、先程の諸々の例えば個別の避難計画を作るだとか、情報伝達方法を改めて考えるだとか、ペットの避難所の開設を作るだとかっていうのは、来年の6月以降しかそういうのができないというふうな判断なのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。地域防災計画につきましては、そういう形で承認をいただく機会を年に1回設けておりますが、当然マニュアルとか、そういう形で別途の資料等も作っております。そういうものにつきましては、その都度、年度内に改正しながら対応しているところでございますので、地域防災計画としての承認をいただく機会は年に1回、

今そういう形で上程させているところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

了解しました。防災計画に載るか載らないかは別として諸々の先程の対応というのは是非早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。先程理事からも言われましたペットの対策というのは本当に様々あるんですよね。受け入れの問題、ボランティアの問題だとか、ガイドラインには本当に詳しく載っております。これ通りにやるというのも大変かもしれませんが、やっぱり本町でも多くの方がペットを飼っていらっしゃるというふうに思いますんで、やはりその方々も十分な安全確保ができるという環境を作るのは当然町の責任ではないかなというふうに思いますんで、早急な対策をお願いしたいというふうに思います。

そこで次に災害に遭った家屋等です。支援補助金、見舞金等々ができないかということですが、本町では要領の中で見舞金を支給しているということでありました。町長答弁にありました大規模災害のときには、一定これについては防災計画の中にも載ってありましたんで理解できたんですけども、その独自の見舞金がちょっと見つけきれなかったんですが、要領の中でやられてるということで、これは災害に応じてということでありましたけど、やはりここも一定の制度として私は取り組んでいただければなというふうに思うんです。要領の中で制度としてあるのはあるんでしょうけども、明確に、例えば全国を見るとホームページ上で見舞金を支給するだとか、金額も明らかにしたのがあるわけですよね。北九州市だとか彦根市だとかという所がホームページ上で明らかになる。長与町はちょっと探してもそこら辺が見当たらないという意味では一定明らかにしていく制度、条例にするかどうか別として、できればそういう形ですべきではないかなというふうに思うんですけども、その辺についてのお考えがあればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確かに議員おっしゃいますとおり今火災と小規模な災害等が対象になってくるんですけども、町の小規模な災害に対する見舞金の要領というのを作成しております。これにつきましては確かにホームページ等に記載がございません。ほかの自治体等見させていただきますと、議員がおっしゃいますとおりホームページ等でも紹介をされておりますので、この点につきましては中身につきましてもちょうど今年度見直しを行う予定としておりまして、周知の方法につきましても併せて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

是非火災にしても災害にしてもやっぱりそういう被害を受けている、火災保険だとかいろいろな保険が出るかもしれませんが、やっぱり一定のそういう支援があれば少しでも助かるかなというふうな思いがありますので、是非充実した制度にさせていただきたいというふうに思います。あと廃棄物処理の方ですけども、条例10条で手数料の免除をしてるというふうに言われました。ただ10条はこれ減免というふうな形で載ってなかったかなというふうに私はちょっと思ったんですけども、その中で免除もできるというふうな形をとってるのか、そこを改めて伺いたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

町長答弁の方で罹災証明書等の添付により手数料を減免しておりますというふうにお答えしております。この減免については、火災とそういった災害等の廃棄物についての処理料については全額免除をということで、対応させていただいております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

その10条の項で免除をしてるということですね、全額免除してるということですね。そこで答弁でもありましたようにその一部の何でしょうね、選別してっていう話で、これは実は私もある方からそういう話を聞いて、そういうことがあるんだというふうに思ったんですけども、例えば火災を受けたときに燃えるごみとプラ関係、燃えないごみも発生するというので、この場合燃えないごみについては、本町または時津町では処理できないという話を聞きました。実際これを持っていくのには岡山とか、山口だとかっていう所の処理業者に頼まなければならないというふうな話で、それが運搬費も含めると1立方当たり7、8万掛かるんじゃないかというふうな話で、この辺が全く、先程言うように災害、火災に遭って、そういう処理をするときにそれだけのまた費用を捻出しなければならぬ。先程言われましたように保険料が入るかもしれませんが、当然、保険料ってというのは次に住む家の準備だとかっていう形になると思いますので、この辺についても先程の見舞金なんかで手当てをしていくというふうなところもあるんですけども、民間なのかよく分からないんですけど、そういう業者に頼みますから免除というのはなかなか難しいかもしれませんが、何らかの対応ができないものかなというふうに思うんですけども、その辺についてのお考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

火災等々の廃棄物の実情で言いますと、職員が現地に赴いて処理業者と協議をさせていただいて、その際にこういう物は搬入ができます、これについてはクリーンパーク、

こういう物についてはクリーンセンターの方に搬入をお願いしますということで対応をさせていただいてます。その中で当然受け入れができない物が発生します。例えばコンクリートガラとか石膏ボード、それから1番大きいのが瓦ですね。こういった物については受け入れができないということで、できる限り産業廃棄物として処理をしていただけないでしょうかというふうなお願いをしております。議員おっしゃられるように、保険の適用を受ける、受けないで当然金額的な差もあるんですが、一応そういうふうなお願いをしております。どうしても金銭的な御都合でその処理ができないという場合については、経費が掛かる場合もありますが、うちの方で受け入れをさせていただいている場合もあります。基本的には本来受け入れをできない物なので、業者に是非お願いしなすってということで対応していただいている状況でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

聞くとところによると、その処理と運搬経費だけで数百万ぐらいの費用が掛かるというふうな話も聞きます。そのやむを得ない事情もあるのかもしれませんが、現状そういう対応ができるならば十分災害に遭われた方の状況を理解していただいて、その人の負担とならないような対応をお願いしたいというふうに思います。できれば全てをそういうふうな形で対応していただければいいんでしょうけども、そこもなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、是非そういう形で対応していただきたいというふうに思います。防災関係、災害時の諸々についてはいろいろ述べましたけども、是非そういう形で早急にできる分については早急をお願いしたいというふうに思います。

次に、中尾城公園のスパイラルスライダーについて質問をさせていただきます。まず、先日の同僚議員の質問もありましたし、今日の新聞にも早速報道されてましたよね、再開に目途というような形で。私は遊具を造る分については、それは公園としてあった方が良いというふうに思うんですけども、ただ、このスパイラルスライダーが良いのかどうかという部分については、やはりちょっと懸念をしております。1つはやはりこの間の報道でも多くの事故が起きてたというふうな部分、そういう意味ではやはりこのスパイラルスライダーの危険性というのは今までもう明らかだというふうに思うんですけども。そこでまずお伺いしたいのは、この間の事故の原因が明らかになったのかと、これが事故の原因だったというのが明確になったのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

明確になったかと言われるとなかなか言いづらい分があるんですが、あくまでも調査と聞き取り等による推測の部分がありますが、やはり一番問題になってるのは出口の部分かなと考えております。まずは上からずっと下りてきて、スピードに乗って最終コー

ナーに入ったときに、右手の方が土手、左手の方に張りぼてと言うか擬岩が、岩に似せたものがあります。そこでちょうど狭くなってるような感じになっております。なおかつ出口の下り口が見えない。こういったものが重なって最終的にはそこでブレーキを掛けようとして足が引かかった。それについては座面と言いますか、座る面の広さについても何か問題があるのかなと考えてはおりますが、一応その辺、出口の部分が一番大きな原因ではないかと思ひまして、調査的にはそれでお答えをしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今後どのように改修をして復元させていこうというふうに考えてるのか。先日の同僚議員からもいろいろありましたけども、カーブや傾斜がなくなると普通の滑り台になってしまうわけですね。そういう意味では、これまで何かそういうスリルを味わっていたのが無くなってしまうとなると全く意味がないかなと。ただこのカーブや傾斜を一定緩めたりだとかというふうな場合、じゃあ事故が起きないかなと、私はそれはもう絶対起きないというふうには言えないと思うんですよ。当然これ一定の傾斜があるわけですからそれなりのスピードが出ると。スピードの感じ方というのは個々人多分違うと思うんですよ。そのスピードが楽しかったと思う人もあれば、怖かったと思う人もある。怖いとどうしてもブレーキを掛けてしまうと。今現在のスライダーの仕組みは自分でブレーキを掛けるんですね、足でスピードを緩めると。それが原因で事故になってるわけですから。そこを改めないとならば事故が起きる可能性は十分あるという意味では、私はやはりスライダーにこだわることはないのかなというふうに思うんですよ。改めて今回この問題が出たんで、実は2015年7月に怪我をされた男児11歳の男の子ですね。私はこの御両親から実は相談を受けた経緯があつて、担当職員の方は御存じだと思うんですけども、職員の方と話した経緯があるんですけども、7月19日で夏休みの始まりだったんですよね。始まりの中で骨折をされて夏休みが全くもう入院生活とその後の状況もなかなか運動会に出ても足を引きずっているという状況で、この御両親の憤りはもう相当なものでしたね。一定の補償はされましたけども、この方が言われたのはやっぱりもうこういう危険な遊具は廃止して欲しいというふうに言われてました。私はそこだと思つてますよ。やっぱり事故に起きた方々からすると安全確保をして再開しましたというのはやっぱりこれはなかなか、先程言いますようにまた事故が起きると、やっぱりこれは先日の同僚議員がありましたようにまたイメージダウンに繋がるという意味では、私は違う方向で考えた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、今日の新聞を見ると再開に目途が立ったという話なんで、町長いかがでしょうか。やはりもう違う形での考えというのがもう出てこないのか、再度答えを求めたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

これは1億円の地方創生という形でできたわけでありまして、そのときに町民にアンケートを取らせていただいて、そして公園を造ったらどうだろうかということが多くて、じゃあ公園を造りましょうという中で、このエアロブリッジとスパイラルスライダーが出来たというような経過がございます。その中で議員がおっしゃるように10年ぐらいの単位で見ると11人ぐらいですか、の事故があったということでございますけれども、先程担当者が言いましたように、出口の所の最後の所、怪我にあった方はその部分で怪我をされてるというようなことでございます。したがって、その部分がどうだろうかということで今までずっと検討してきたんですけれども、それを造った技術者がもういないというような状況でございました。それで、その中で違うことを考えようかと、今議員がおっしゃるように違うことを考えて、あそこを利用したらどうだろうかということでしたけれども、非常に技術も進化をしてくれておりまして、何とかできるんじゃないだろうかというようなことが1つありました。そしてもう1つは、お金を一般財源で工面するにはちょっと高いなど。だからこの部分は補助がないとできんだろうというようなことで考えておりましたら、補助メニューも何とか見つけられようかというようなことでございまして、今からはとにかく安全がまず確保されないとできませんので、私もこれは安全第一と思ってますから、もし安全が担保されないようであれば、これはもう諦めて違う方法を考えるというようなことになりそうですけれども、当面その先の方に来てる段階ですので、今からその部分についてはどうなのかということを検討する段階ですので、もう少し状況を勘案しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

安全確保というのが本当第一だと、今日の新聞報道でも安全に滑られるなら歓迎しますというふうな町民の方の声で、ただ、造って見ないとどうだっていうふうな、その造る前でその危険性が分かるってなると、元々こういう滑り台が出来たのもどうなのかなというふうに考えられますんで、私は英断してやっぱりこういう再現というのはもうやっぱり止めた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこで先程予算の関係、費用の面も補助が出るということで、社会資本整備総合資金でしたかね。これで対応できるというような話でしたけども、これはいわゆる修理費だとか、そういうのには使えるんですか。その修理だとか、改修だとかっていう使い方がそういうのでも幅広く使えるというふうな形なのか、例えば新たな遊具を作るという場合にも使えるものなのか、その辺を再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この社会資本整備総合基本交付金、この中のメニューの1つに公園施設の維持を行うメニューがあります。それについては、あくまでも今現在あるものを先々までちゃんと利用していこう、使っていこうという補助金になります。そのため今回のスライダースライドの分につきましては、補助メニューにももちろん載る部分と載らない部分とは最終的には出てこようかと思えます。この話は別の公園になりますけど、滑り台を滑り台にというふうに丸々変えるということは可能だとは聞いております。例えばその滑り台をジャングルジムにとか別のものに変えろとか、そういった形では使えませんし、新しい公園を造りたい、そこにそういった遊具を置きたい、こういった場合にはちょっと使えないというメニューとは聞いております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

了解しました。先日の同僚議員、また今日の報道でも、もし安全確保ができなくて再開できない場合はランドマークとしては残したいというふうな町長の考えですけれども、これランドマークで残すとしても相当の維持費が掛かるのかなというふうに思います。そういう意味ではもう思い切り撤去して私はもう違う遊具を是非検討したらどうかと思う。先日も同僚議員からボルダリングの提案がなされました。私はこの滑り台の替わりにこの公園にそういう遊具があれば非常に今人気のスポーツ競技ですし、スポーツができるいわゆる正式種目ではなくて遊具としてああいう場所に設置できないかなと。いろいろ調べてみますと先日も課長の方から長崎のかぶとがにアリーナという所があるということで、高さが12メートルのがあるということと。あと室内に幅5メートルぐらい高さが2メートルか3メートルぐらいのボルダリングがあるということと。いろいろ見てみますとそういうボルダリングも、やはり遊具としてのボルダリングも結構あるみたいですね。5メートル、高さが4メートル50センチだとかそういう形で、費用もこれは民間の宣伝文句なんで実際どうか分かりませんが、もう非常に安価で造られる状況がありますので、私はいろんなこれからの維持経費だとか、例えば6,000万掛けてこの滑り台をスパイラルスライダースライドを復元したとしても、そこに関するいわゆる安全管理費だとかいろんな問題が出てくると思うんですね。確かにランドマークとして、これまであったのが無くなってしまおうという部分についてはどうかと思うんですけども、逆に滑らない滑り台がそこにあるっていうのも、またこれはこれが事故を起こした滑り台だよっていうふうな形であまりイメージがよくないんじゃないかなと。この際もう違う形で取り組んでいただけないかなというふうに思うんですけども、町長は今からそういう安全確認も取れる状況を作っていきたいということなんで、是非違う遊具も検討できる余地がないものなのか、再度町長にお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

このスパイラルスライダーというのが、大体今日新聞報道1万人というふうに書いてますけども、大体1万人から1万5,000人ぐらいの人達が集まってくるというつまり大衆的なものなんですね。だから今議員がおっしゃったのは一部そういった愛好者にとっては良いかもしれませんが、公園というのは多くの方々が集まってきて、多くの方々が利用していく、楽しんでもらうというのが公園だと思いますので、そういった意味で、どういうものかということになるわけですが、今スパイラルスライダーっていうのがあって、それぐらいの人達を呼べるぐらいの魅力のあるものでありますので、その辺りをまず最初に検討して、それでそれが安全性等々を確保できないということであればまた別の方法を考えていくというようなことなんじゃないかなというふうに今の時点では思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

やはり先程その怪我をした保護者の話もさせていただきましたけども、やはり私はちょっと十分な反省ができてないんじゃないかなと。簡単にやっぱりスライダーがあるからまた復元させようと、もし復元したにしてもさらに事故が起こった場合には本当にイメージダウンになるし、せっかく掛けた費用が全くの無駄になる可能性があるわけですよ。そこは十分やっていくという姿勢なんでしょうけども、そういった危険性を考えているならば、その無駄な支出を諦めてやはりその止めて、この今後に生かす制度を活用すべきではないかなというふうに思いますんで、是非そういう検討をしていただくよう要望して一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 16時09分）